

農業経営収入保険事業実施要領

農林水産省経営局長通知

制 定：平成30年9月28日付け30経営第1431号

一部改正：平成30年10月23日付け30経営第1546号

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 通則 | 5 |
| 第1節 趣旨 | 5 |
| 第2節 実施主体等 | 5 |
| 第1 実施主体 | 5 |
| 第2 業務の委託 | 5 |
| 第3 農業経営収入保険事業の普及・推進 | 6 |
| 第3節 収入保険 | 7 |
| 第4節 保険資格者 | 7 |
| 第5節 補償内容 | 9 |
| 第1 保険期間 | 9 |
| 第2 保険金額 | 9 |
| 第3 補填対象金額 | 10 |
| 第6節 農業収入金額 | 10 |
| 第1 対象農産物等 | 10 |
| 第2 農業収入金額 | 11 |
| 第3 実績農業収入金額 | 12 |
| 第4 見込農業収入金額 | 13 |
| 第7節 基準収入金額 | 14 |
| 第1 算定方法の原則 | 14 |
| 第2 算定方法の特例 | 14 |
| 第8節 保険料及び積立金 | 14 |
| 第1 保険料の算定方法 | 14 |
| 第2 積立金の算定方法 | 15 |
| 第9節 事務費 | 15 |

| | | |
|--------------|---------------------------------------|-----------|
| 第 10 節 | 保険料等の相殺の制限 | 15 |
| 第 11 節 | 被保険者の遵守すべき事項 | 15 |
| 第 12 節 | 保険事故の防止の義務等 | 16 |
| 第 13 節 | 調査 | 16 |
| 第 14 節 | 保険金及び特約補填金の支払 | 17 |
| 第 1 | 保険金の支払 | 17 |
| 第 2 | 特約補填金の支払 | 17 |
| 第 3 | 賠償金等の取扱い | 17 |
| 第 15 節 | 保険金及び特約補填金の支払の免責 | 18 |
| 第 2 章 | 保険契約の締結 | 20 |
| 第 1 節 | 加入申請 | 20 |
| 第 1 | 加入申請書等の提出 | 20 |
| 第 2 | 「加入申請書」の作成 | 20 |
| 第 3 | 「過去の農業収入金額申告書」の作成 | 21 |
| 第 4 | 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」の作成 | 21 |
| 第 5 | 「農業経営に関する計画」の作成 | 21 |
| 第 6 | 加入申請書等の受付 | 23 |
| 第 7 | 基準収入金額等の算定 | 24 |
| 第 8 | 「保険証書」及び「保険料及び積立金通知書」の作成及び送付 | 24 |
| 第 9 | 不承諾の通知 | 25 |
| 第 2 節 | 保険料、積立金及び事務費の徴収等 | 25 |
| 第 3 節 | 加入申請日の属する年の農業収入金額申告書等の提出に係る基準収入金額等の修正 | 26 |
| 第 4 節 | 督促及び延滞金 | 29 |
| 第 3 章 | 営農計画の変更 | 30 |
| 第 1 節 | 営農計画の変更の通知等 | 30 |
| 第 1 | 営農計画の変更の通知 | 30 |
| 第 2 | 基準収入金額等の変更等 | 30 |
| 第 2 節 | 保険料、積立金及び事務費の追加徴収及び返還等 | 31 |
| 第 1 | 保険料、積立金及び事務費の追加徴収等 | 31 |
| 第 2 | 保険料、積立金及び事務費の返還 | 32 |
| 第 4 章 | 事故発生等の通知 | 34 |

| | | |
|------------|------------------------------------|-----------|
| 第1節 | 事故発生のお知らせ | 34 |
| 第1 | 事故発生のお知らせ | 34 |
| 第2 | 事故発生のお知らせの受付、確認及び指導 | 34 |
| 第3 | 事故発生等通知書の返送 | 35 |
| 第2節 | 自己都合による栽培又は飼養の中止のお知らせ | 35 |
| 第1 | 自己都合による栽培又は飼養の中止のお知らせ | 35 |
| 第2 | 栽培又は飼養の中止のお知らせの受付 | 35 |
| 第3 | 農業収入金額の減少額の算定の方法 | 35 |
| 第5章 | 保険金及び特約補填金の請求及び支払 | 36 |
| 第1 | 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の提出 | 36 |
| 第2 | 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の受付及び確認 | 36 |
| 第3 | 保険金等の見込金額のお知らせ | 37 |
| 第4 | 保険金等の請求 | 37 |
| 第5 | 保険金等の支払 | 37 |
| 第6 | 第三者に対する権利の取得 | 38 |
| 第6章 | つなぎ資金の貸付け | 39 |
| 第1節 | 貸付対象者等 | 39 |
| 第2節 | 申出手続 | 39 |
| 第3節 | つなぎ資金の貸付け | 41 |
| 第4節 | つなぎ資金の償還及び返還 | 42 |
| 第1 | つなぎ資金の償還 | 42 |
| 第2 | つなぎ資金の返還 | 43 |
| 第3 | 督促及び延滞金 | 43 |
| 第7章 | 再保険の手続 | 45 |
| 第1節 | 再保険料の納入等 | 45 |
| 第1 | 農林水産大臣へのお知らせ | 45 |
| 第2 | 再保険料の納入 | 45 |
| 第2節 | 再保険金の請求等 | 45 |
| 第1 | 農林水産大臣へのお知らせ | 45 |
| 第2 | 再保険金の請求 | 45 |
| 第3 | 再保険金の概算払請求 | 45 |
| 第8章 | その他 | 46 |
| 第1節 | 農業経営の譲渡等 | 46 |

| | | |
|-----|---|----|
| 第1 | 死亡、解散等の場合の権利義務の承継 | 46 |
| 第2 | 保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡 | 48 |
| 第2節 | 保険契約の終了 | 49 |
| 第1 | 保険契約の失効 | 49 |
| 第2 | 保険契約の取消し | 50 |
| 第3 | 保険契約の無効 | 50 |
| 第4 | 被保険者による保険契約の解除 | 50 |
| 第5 | 全国連合会による保険契約の解除 | 51 |
| 第6 | 解除の効力 | 52 |
| 第3節 | その他 | 53 |
| 第1 | 時効 | 53 |
| 第2 | 類似制度から収入保険へ移行する場合等の留意点 | 53 |
| 第3 | 青色申告に修正申告等が発生した場合の取扱い | 54 |
| 第4 | 金融商品の販売等に関する法律に基づく勧誘方針の策定等 | 54 |
| 第5 | 全国連合会の文書の保存期間 | 54 |
| | (別紙1) 基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額の調整方法 | 56 |
| | (別紙2) 収入保険の危険段階別保険料率の設定方法等 | 58 |
| | (別紙3) 免責の範囲並びに免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法 | 67 |

書類様式例一覧 エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章 通則

第1節 趣旨

農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」といいます。）に基づく、農業経営収入保険事業の実施については、法、同法施行令（平成29年政令第263号。以下「令」といいます。）、同法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」といいます。）、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成30年農林水産省告示第711号）、農業経営収入保険損害認定準則（平成30年農林水産省告示第712号）、平成30年農林水産省告示第660号（農業保険法施行規則第175条第4項（同令第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を定める件）に定めるところによるほか、本実施要領に定めるところにより行うこととします。

また、本実施要領における文言の定義は、法、令、規則等と同じです。

第2節 実施主体等

第1 実施主体

全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」といいます。）は、次に掲げる事業から成る農業経営収入保険事業を行います。

- ① 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対して保険金又は特約補填金を支払う事業（以下「収入保険」といいます。）
- ② 収入保険の被保険者に対し、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金（以下「つなぎ資金」といいます。）を貸し付ける事業

第2 業務の委託

(1) 全国連合会は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、次に掲げる業務を委託することができるものとします。

- ① 収入保険の引受けに係る業務（保険契約の締結についての申込みの承諾の決定に係るものを除きます。）
- ② 保険料の徴収に係る業務
- ③ 農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための積立金（以下「積立金」といいます。）の受領に係る業務
- ④ 事務費の徴収に係る業務
- ⑤ つなぎ資金の貸付けに係る業務（貸付けの決定に係るものを除きます。）
- ⑥ 延滞金の徴収に係る業務
- ⑦ 保険金の支払に係る業務（保険金の額の決定に係るものを除きます。）

- ⑧ 特約補填金の支払に係る業務（特約補填金の額の決定に係るものを除きます。）
- ⑨ 農業経営収入保険事業の実施に必要な調査に係る業務
- ⑩ 保険事故の発生の防止に係る業務

(2) 全国連合会が業務を委託することができる者は、次に掲げる者とします。

- ① 農業共済組合
- ② 都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会（以下「都道府県連合会」といいます。）
- ③ 共済事業を行う市町村
- ④ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑤ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫並びに損害保険会社

第3 農業経営収入保険事業の普及・推進

1 全国段階

全国連合会は、全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国農業会議所、公益社団法人日本農業法人協会、一般社団法人全国青色申告会総連合等の協力を得て、農業経営収入保険事業を円滑に実施するための普及・推進体制を構築するものとします。また、国は、全国連合会が農業経営収入保険事業を効率的かつ円滑に実施することができるよう必要な情報及び資料を提供するとともに、指導及び助言を行います。

2 都道府県段階

全国連合会は、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、都道府県農業会議、農業共済組合、都道府県連合会等の協力を得て、農業経営収入保険事業の普及・推進の取組についての方針及び役割分担を決定するものとします。また、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局は、全国連合会が行う農業経営収入保険事業の普及・推進の取組を積極的に支援するものとします。

3 地域段階

全国連合会は、市町村、農業協同組合、農業委員会、農業共済組合、都道府県連合会等の協力を得て、2で決定した方針及び役割分担に基づき、農業経営収入保険事業に関する問い合わせ窓口の設置、説明会の開催等を行うこととします。

第3節 収入保険

- (1) 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しないときに、当該被保険者に対し保険金を支払う契約（以下「保険方式」といいます。）を締結します。
- (2) 全国連合会は、保険方式の締結に併せて、収入保険に加入できる者（以下「保険資格者」といいます。）の申出により、次に掲げる内容の特約（以下「積立方式」といいます。）をすることができます。
- ① 被保険者が、積立金を全国連合会に積み立てるものであること。
 - ② 全国連合会が、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額に達しないときに、当該被保険者に対し、特約補填金を支払うものであること。
 - ③ 全国連合会が、保険期間の満了後、積立金の額に残余があるときは、その残余の額を当該被保険者に払い戻すものであること。

第4節 保険資格者

- (1) 保険資格者は、次に掲げる全てに該当する農業者とします。
- ① 次に掲げる期間が、青色申告提出年に該当すること。
 - ア 個人の場合 加入申請の日（以下「加入申請日」といいます。）の属する年の前年
 - イ 法人の場合 加入申請日の属する事業年度（連結親法人（当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含みます。以下同じ。）にあっては、連結事業年度。以下同じ。）の前事業年度
 - ② 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。
 - ③ 第2章第1節第5の「農業経営に関する計画」（様式4号）を作成していること。
 - ④ 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。
 - ア 法に基づく共済事業（以下「共済事業」といいます。）のうち次に掲げるもの
 - (ア) 農作物共済又は果樹共済のうち収穫共済又は畑作物共済（共済責任期間の終了日が、当該保険期間外である共済関係は除きます。）
 - (イ) 園芸施設共済のうち施設内農作物を共済目的とするもの（施設内農作物の栽培期間が、当該保険期間外である共済関係は除きます。）
 - (ウ) 家畜共済のうち死亡廃用共済（以下「死亡廃用共済」といいます。）において次の家畜を共済目的とするもの
 - ・ 規則第101条第1項第3号の育成乳牛

- ・ 規則第101条第1項第6号の育成・肥育馬
- イ 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）、野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）に基づく次に掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）
 - (ア) 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）に基づく指定野菜価格安定対策事業
 - (イ) 契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）に基づく契約指定野菜安定供給事業のうち価格差補給金を交付する事業
 - (ウ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け食流第5508号）に基づく特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
 - (エ) 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知）に基づく契約特定野菜等安定供給促進事業のうち価格差補給金を交付する事業
 - (オ) 契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号）に基づく契約野菜収入確保モデル事業のうち収入補填タイプ
- ウ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）に基づく加工原料乳生産者経営安定対策事業（同事業に係る補填金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）
- エ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」といいます。）に基づく経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づく収入減少影響緩和交付金を交付する事業（同事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が、当該保険期間外である場合は除きます。）
- オ いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）に基づくいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業（同事業に係る助成金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）

(2) (1)の「青色申告提出年」とは、個人又は法人（連結親法人を含みます。）ごとに、その提出する青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）

第2条第1項第40号に規定する青色申告書、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号に規定する青色申告書又は同条第32号に規定する連結確定申告書をいいます。以下同じ。）の対象となる年（事業年度を含みます。以下同じ。）をいいます。ただし、1年間に満たない事業年度、所得税法第67条の規定の適用を受けた年以前の年及びその期間の収入につき青色申告書を提出しなかった年より前の年を除きます。

（注）第8章第1節第2の1（2）の規定により、農業経営の承継又は譲渡があった場合には、1年に満たない事業年度を青色申告提出年に含める場合があります。

第5節 補償内容

第1 保険期間

収入保険の保険期間は、次に掲げるとおりとします。

- ① 個人は、1月から12月までの1年間
- ② 法人は、当該法人の事業年度の1年間（連結親法人は、当該連結親法人の連結事業年度の1年間）

第2 保険金額

（1）保険方式の保険金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{保険金額} = \text{保険限度額} \times \text{保険方式の支払率}$$

（注）算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

（2）保険方式の支払率は、保険資格者が90%、80%、70%、60%又は50%から選択するものとします。

（3）保険限度額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{保険限度額} = \text{基準収入金額} \times \text{保険方式の補償限度}$$

（注）算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

（4）基準収入金額は、第6節に定める農業収入金額を用いて、第7節に定める方法により全国連合会が定めます。

（5）保険方式の補償限度は、加入申請日の属する年の前年又は前事業年度までの保険資格者の青色申告提出年（第7節第1の（1）の（注2）の申出をした場合は、同項の新たに事業を開始した年を除きます。）の年数又は事業年度

数に応じて、保険資格者が次の表の右欄に掲げる割合の中から選択するもの
とします。

| 加入申請日の属する 年の前年までの青色 申告提出年 | 保険方式の補償限度 |
|---------------------------------|-----------------|
| 4年以上 | 80%、70%、60%、50% |
| 3年 | 78%、70%、60%、50% |
| 2年 | 75%、70%、60%、50% |
| 1年 | 70%、60%、50% |

第3 補填対象金額

(1) 積立方式の補填対象金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{補填対象金額} = \text{基準補填金額} \times \text{積立方式の支払率}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

(2) 積立方式の支払率は、保険資格者が90%、80%、70%、60%又は50%から選
択するものとします。ただし、第2の(2)で選択した保険方式の支払率を
超えない割合とします。

(3) 基準補填金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{基準補填金額} = \text{基準収入金額} \times \text{積立方式の補償幅}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

(4) 積立方式の補償幅は、保険資格者が10%又は5%のいずれかを選択するもの
とします。

第6節 農業収入金額

第1 対象農産物等

(1) 収入保険の対象となる農産物等（以下「対象農産物等」といいます。）は、保
険資格者が栽培又は飼養を行い、販売する農作物、家畜及び農産物、精米、
もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいた
け並びに牛乳などのほか、これに類するものであつて保険資格者が自ら生産
した農産物に簡易な加工（委託加工を含みます。）を施したものとします。

(2) (1)にかかわらず、対象農産物等からは、次に掲げるものを除外します。

① 次に掲げる家畜又は畜産物

ア 肉用牛（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条第5号に掲げる事業のうち肉用牛肥育経営安定特別対策事業の対象となる牛（当該事業を利用しない者が飼養するものを含みます。）に限ります。）

イ 肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第2条に規定する肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第9条に規定する月齢に達したものをいいます。）

ウ 肉豚（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条第7号に掲げる事業のうち養豚経営安定対策事業の対象となる豚（当該事業を利用しない者が飼養するものを含みます。）に限ります。）

エ 鶏卵

② ①に掲げるもののほか、①のアに掲げる肉用牛又はイに掲げる肉用子牛につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては規則第101条第1項第4号の育成・肥育牛、ウに掲げる肉豚につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては同項第8号に掲げる肉豚

第2 農業収入金額

(1) 農業収入金額は、次の式によって算定される金額とします。

| |
|---|
| $\text{農業収入金額} = \text{対象農産物等の販売金額} + \text{事業消費金額} \\ + (\text{期末棚卸高} - \text{期首棚卸高})$ |
|---|

(2) (1)の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げる金額を対象農産物等の販売金額に含めるものとします。ただし、保険資格者以外の者が生産した対象農産物等の販売金額その他の対象農産物等の販売金額から除くことが適当と認められる金額は、(1)の対象農産物等の販売金額から除くものとします。

① 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく生産者補給交付金又は生産者補給金及び集送乳調整金、担い手経営安定法第3条第1項第2号の交付金の金額に同条第4項に規定する調整額を加えて得た金額（以下これらの交付金を「数量払」と総称します。）

② 農業協同組合等から支払われる対象農産物等に係る概算金及び精算金

③ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき支払われる対象農産物等に係る手当金

- ④ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき支払われる対象農産物等に係る補償金
- ⑤ 日本たばこ産業株式会社から支払われる葉たばこ災害援助金
- ⑥ 対象農産物等に係る集落営農（任意組織）からの分配金（ただし、構成員ごとの作付面積、収穫量及び売上げが把握できる場合に限りです。）
（注）法人からの従事分量配当、地代等は対象農産物等の販売金額に含めません。
- ⑦ 対象農産物等の先物取引における差金決済の利益
- ⑧ その他の対象農産物等の販売金額に含めることが適当と認められる金額

第3 実績農業収入金額

- (1) 保険資格者の加入申請日の属する年までの各青色申告提出年（5年を限度とします。）における農業収入金額（1年間を超える事業年度があるときは、当該事業年度の開始の日から1年を経過した日以降の期間に係る部分の金額を除きます。以下「実績農業収入金額」といいます。）における対象農産物等に係る販売金額は、個人にあつては損益計算書の販売金額、法人にあつては損益計算書の商品製品等売上高のうち農産物等の売上高に計上されている金額とします。ただし、保険資格者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額は除くものとします。

（注）第8章第1節第2の1の（1）に定めるところにより被承継人又は譲渡人の青色申告提出年を承継人又は譲受人の青色申告提出年として取り扱う場合の実績農業収入金額の算定は、同（3）の規定を適用することができます。

- (2) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る販売金額には、個人の損益計算書の雑収入又は法人（連結親法人を含みます。以下のこの節において同じ。）の損益計算書の営業外収益及び特別利益（以下「雑収入等」といいます。）は、原則として含めません。ただし、第2の（2）に規定する金額は含めるものとします。
- (3) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る事業用消費の金額は、個人にあつては損益計算書の家事消費事業消費金額から家事消費金額を差し引いた金額、法人にあつては、損益計算書の事業消費高のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とします。
- (4) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る期末棚卸高は、個人にあつては損益計算書の期末において有する農産物の棚卸高、法人にあつては、損益計算書の期末商品製品原材料等棚卸高のうち保険資格者が生産した対象農産

物等に係る金額とします。

- (5) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る期首棚卸高は、個人にあっては損益計算書の期首において有する農産物の棚卸高、法人にあっては、損益計算書の期首商品製品原材料等棚卸高のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とします。
- (6) 収入保険に加入していた年に係る対象農産物等に係る事業用消費の金額、期末棚卸高及び期首棚卸高は、当該各年において(3)から(5)までの規定により保険資格者が全国連合会に申告した金額とします。

第4 見込農業収入金額

- (1) 第2章第1節第5の「農業経営に関する計画」(様式4号)に関する書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額(以下「見込農業収入金額」といいます。)における対象農産物等に係る見込販売金額は、次に掲げる金額を合計した金額とします。
- ① 保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に販売が見込まれるものの種類ごとの数量に、見込販売単価を乗じて得た金額
 - ② 保険資格者が生産する対象農産物等のうち数量払の対象となっているものに係る保険期間に収穫又は出荷が見込まれる数量に、保険期間の属する年の当該交付金等の見込単価を乗じて得た金額
- (2) 見込農業収入金額における対象農産物等に係る事業用消費の見込金額は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものの種類ごとの数量に、保険期間の「農業経営に関する計画」(様式4号)に関する書類において保険資格者が(1)の①の見込販売単価を超えない範囲内で記載した見込単価を乗じて得た金額の合計金額とします。
- (3) 見込農業収入金額における対象農産物等に係る見込期末棚卸高は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時ににおける見込在庫数量に、(1)の①の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とします。
- (4) 見込農業収入金額における対象農産物等に係る見込期首棚卸高は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時ににおける見込在庫数量に、(1)の①の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とします。

第7節 基準収入金額

第1 算定方法の原則

(1) 全国連合会は、保険資格者の実績農業収入金額の平均額（以下「過去の平均収入」といいます。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。

(注1) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

(注2) 保険資格者が、青色申告提出年のうち、新たに事業を開始した年であってその期間の農業収入金額が0円であるものがあるときに、その年以外の青色申告提出年の農業収入金額を用いて基準収入金額を算定する旨の申出をしたときは、全国連合会は、(1)にかかわらず、その年以外の各青色申告提出年の農業収入金額の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。

(2) 全国連合会は、見込農業収入金額が過去の平均収入を下回る場合には、(1)にかかわらず、当該見込農業収入金額を基準収入金額として定めるものとします。

第2 算定方法の特例

全国連合会は、経営面積の拡大等により、見込農業収入金額が過去の平均収入を上回る場合であって、保険資格者が申し出たときは、第1の規定にかかわらず、別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額の調整方法」に基づき算定した金額を基準収入金額として定めるものとします。

第8節 保険料及び積立金

第1 保険料の算定方法

(1) 保険料は次の式によって算定される金額とします。

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times \text{保険料率}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

(2) 保険料のうち国庫の負担分（以下「国庫負担保険料」といいます。）は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{国庫負担保険料} = \text{保険金額} \times \text{基準保険料率} \times 1/2$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

(3) 保険料のうち被保険者の負担分（以下「被保険者負担保険料」といいます。）は、

す。)は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{被保険者負担保険料} = \text{保険料} - \text{国庫負担保険料}$$

(4) 保険料率及び基準保険料率は、法第180条第3項に基づいて農林水産大臣が定める保険料標準率を基礎として、全国連合会が事業規程で定める危険段階別保険料率及び基準保険料率のうち被保険者の属する危険段階区分に係るものを適用します。危険段階別保険料率及び基準保険料率並びに被保険者の属する危険段階区分の定め方は、別紙2のとおりとします。

第2 積立金の算定方法

特約補填金に充てるため被保険者が負担する積立金は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{積立金} = \text{補填対象金額} \times 1 / 4 \text{ (国庫負担75\%)}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り上げるものとします。

第9節 事務費

全国連合会は、毎事業年度、全国連合会が必要とする事務費予定額から、法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を被保険者に負担させることができます。

第10節 保険料等の相殺の制限

被保険者は、全国連合会に支払うべき保険料及び事務費について、相殺をもって全国連合会に対抗することができません。

第11節 被保険者の遵守すべき事項

全国連合会は、被保険者に次の事項を遵守させるものとします。

① 帳簿の作成及び保存

保険期間中に、次に掲げる帳簿を作成し、それぞれ定める事項の記録及び保存をすること。

ア 農作業日誌

保険期間の営農計画（第2章第1節第5に規定するものをいいます。以下同じ。）における対象農産物等の種類ごとに、作付け、施肥及び防除、収穫等（畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬及び出荷等）の作業の年月日及び内容

イ 事業消費帳簿

対象農産物等を事業消費した年月日、数量及び用途等
ウ 販売帳簿

税法に基づき記録すべき事項（販売金額及び数量等）

（注）ア及びイの保存期間は、保険期間終了日の翌日から5年間とします。

② 営農計画の変更の通知

保険期間中に、保険期間の営農計画に記載した内容に変更が生じた場合には、第3章第1節第1に基づき、全国連合会に営農計画の変更を通知すること。

③ 過去の青色申告決算書の変更の通知

過去の青色申告決算書（基準収入金額の算定に用いたものに限ります。）の内容について、更正の請求又は修正申告等により変更が生じた場合は、全国連合会に通知すること。

④ 調査等への協力

全国連合会から第13節に規定する調査及び収入保険の実施に関して必要な資料の要求があった場合は、それに協力すること。

第12節 保険事故の防止の義務等

- (1) 被保険者は、通常 of 農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止のための措置をとらなければなりません。
- (2) 全国連合会は、(1)の努力その他保険事故の発生の防止について被保険者を指導することができます。この場合には、必要に応じて、行政機関、研究機関等と連携を図るものとします。
- (3) 全国連合会は、被保険者に、保険事故の発生の防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合には、被保険者の負担した費用は、全国連合会の負担とします。

第13節 調査

- (1) 全国連合会は、保険事故の発生の防止又は保険事故の認定のため必要があるときは、いつでも、被保険者及びその関係者の事務所、ほ場、その他の施設に立ち入り、必要な事項を調査することができます。
- (2) 全国連合会は、(1)の調査を行う場合には、事前に被保険者及びその関係者に対して通知し、その身分を示す証明書を携帯し、提示しなければなりません。

- (3) 全国連合会は、被保険者が調査に協力しない場合や、調査の結果、不正が認められた場合は、保険金等を免責にするなどの措置を講ずるものとします。

第14節 保険金及び特約補填金の支払

第1 保険金の支払

- (1) 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しない場合に、保険金を支払います。
- (2) 保険金は、保険限度額、保険方式の支払率、被保険者から提出された「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）の農業収入金額等に基づき、次の式により算定します。

$$\text{保険金} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入金額}) \times \text{保険方式の支払率}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- (3) 保険期間中の農業収入金額は、第1章第6節第3の規定により算定する実績農業収入金額に準じて算定するものとし、担い手経営安定法第3条第1項第2号の交付金の金額に同条第4項の調整額を加えて得た金額が、同法第3条第1項第1号の交付金の金額に満たない場合におけるその差額を含めます。

第2 特約補填金の支払

- (1) 全国連合会は、積立方式について、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額に達しない場合に、特約補填金を支払います。
- (2) 特約補填金は、補填限度額、積立方式の支払率及び被保険者から提出された「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）の農業収入金額等に基づき、次の式により算定します。

$$\text{特約補填金} = (\text{補填限度額} - \text{保険期間中の農業収入金額}) \times \text{積立方式の支払率}$$

$$\text{補填限度額} = \text{保険限度額} + \text{基準補填金額}$$

※ただし、特約補填金は、補填対象金額又は被保険者が支払った積立金の額に4を乗じて得た金額のいずれか少ない金額を限度とします。

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

第3 賠償金等の取扱い

保険期間中の農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給

付（以下「賠償金等」といいます。）が既に支払われている場合において、次の式によって算定される金額が0より大きいときは、当該金額を、第1及び第2で算定された保険金及び特約補填金の合計額から差し引いて支払うものとします。

| |
|---|
| 賠償金等の金額－（基準収入金額－（保険期間中の農業収入金額 ＋第1で算定された保険金＋第2で算定された特約補填金）） |
|---|

第15節 保険金及び特約補填金の支払の免責

全国連合会は、次に掲げる場合には、保険金及び特約補填金（以下「保険金等」といいます。）の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができます。

① 被保険者が、第2章第1節第1の加入申請の際、次に掲げる重要な事実又は事項について、悪意又は重大な過失によって通知せず、又は不実の通知をしたとき（全国連合会がこれを知っていたとき、及び過失によってこれを知らなかったときを除きます。）。

ア 加入申請日において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあっては、その事由（ただし、加入申請日において、当該対象農産物等を共済目的とする共済事業又は収入保険に加入している場合であって、共済事業又は収入保険の事故発生通知を行っているときは除きます。）

イ 所得税又は法人税の申告方法に変更があること

ウ 加入申請において提出する書類の記載事項のうち、次に掲げる事項

（ア）過去における農業収入金額に関する事項のうち対象農産物等の種類、保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、販売金額、事業消費金額並びに経営面積

（イ）農業経営に関する計画に関する事項のうち、次に掲げる事項（保険期間に係るものに限ります。）

- ・ 対象農産物等の種類
- ・ 対象農産物等の種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模、栽培又は飼養の時期及び経営面積
- ・ 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、収穫量又は出荷頭羽数、販売金額、事業消費金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項

（ウ）青色申告書を提出した実績に関する事項

② 被保険者が、正当な理由がないのに第2章第2節の1の②の規定による

- 第2回目以降の分割保険料の支払、又は第2章第3節の2の(1)の①及び第3章第2節第1の①に規定する保険料の増額分の支払を遅滞したとき。
- ③ 被保険者が、第11節に規定する被保険者の遵守すべき事項を遵守しなかったとき。
 - ④ 被保険者が、第12節(1)に規定する通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生防止の義務を怠ったとき。
 - ⑤ 被保険者が、第12節(3)に規定する全国連合会による保険事故の発生防止の指示に従わなかったとき。
 - ⑥ 被保険者が、第4章に規定する事故発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
 - ⑦ 被保険者、その法定代理人又は被保険者と同一の世帯に属する親族又は被保険者が雇用する者の故意又は重大な過失によって農業収入金額の減少が生じたとき。
 - ⑧ 戦争その他の変乱によって農業収入金額の減少が生じたとき。
 - ⑨ 被保険者が植物防疫法の規定に違反したとき。

第2章 保険契約の締結

第1節 加入申請

第1 加入申請書等の提出

全国連合会は、保険資格者が収入保険の加入申請をしようとする場合は、次に掲げる書類（以下「加入申請書等」といいます。）を保険期間開始前で事業規程で定める日までに提出させるものとします。ただし、②に掲げる書類のうち加入申請日の属する年のものにあつては、青色申告書を提出した後、税申告の期限の日から1か月以内に提出させるものとします。

- ① 「加入申請書」（様式1号）
- ② 「過去の農業収入金額申告書」（様式2号）
（添付書類）
 - ・ 税申告書類
個人：所得税の確定申告書B第1表及び青色申告決算書
法人：法人税の申告書の別表一及び別表四、損益計算書
- ③ 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」（農業所得用：様式3号の1、一般・法人用：様式3号の2）
- ④ 「農業経営に関する計画」（様式4号）

第2 「加入申請書」の作成

(1) 「加入申請書」（様式1号）には、次の事項を記載するものとします。

- ① 保険資格者の氏名（法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名。以下同じ。）、住所、連絡先及び経営形態
- ② 加入申請日の属する年までの青色申告提出年の年数又は事業年度数及び当該青色申告提出年に係る青色申告の種類
- ③ 次に掲げる補償内容
 - ア 保険方式の補償限度
 - イ 保険方式の支払率
 - ウ 基準収入金額の算定方法の特例の適用の申出をする場合はその旨
- ④ 積立方式の申出をする場合はその旨及び次の補償内容
 - ア 積立方式の補償幅
 - イ 積立方式の支払率
- ⑤ 保険料及び積立金の分割支払の選択の有無
- ⑥ 農業収入金額の減少の可能性に関する次に掲げる重要な事項
 - ア 既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由の有無

イ 所得税又は法人税の申告方法の変更の有無

(注) 積立金の分割支払は、新規に積立方式を選択する保険期間に限り、選択できるものとします。

- (2) 全国連合会は、保険資格者に対し、「加入申請書」(様式1号)の作成の際に、「加入申請に関する誓約事項」(様式1号別紙1)を誓約させるものとします。

第3 「過去の農業収入金額申告書」の作成

「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)は、青色申告提出年における各年の農業収入金額について、対象農産物等の種類ごとに整理して作成するものとします。

第4 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」の作成

- (1) 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」(様式3号の1、3号の2)は、帳簿や販売伝票を用いて、栽培又は飼養した全ての農産物等の種類ごとに販売金額を整理して作成するものとします。

- (2) 青色申告決算書における消費税の扱いについて、内税方式又は外税方式のいずれかを記載するものとします。

(注1) 消費税の扱いについては、過去の農業収入金額及び保険期間の農業収入金額の計上において同一の方式を用いることとします。

(注2) 保険期間の農業収入金額について消費税の扱いを変更する場合は、加入申請においてその旨を申し出ることとし、変更後の方式に合わせて、過去の農業収入金額を修正します。

第5 「農業経営に関する計画」の作成

- (1) 「農業経営に関する計画」(様式4号)は次の計画から成ります。

- ① 「保険期間の営農計画」
- ② 「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」
- ③ 「農業経営の目標」

- (2) 「保険期間の営農計画」には、次に掲げる事項を記載するものとします。ただし、加入申請日において保険期間の営農計画が確定していない場合は、前年の営農計画等を参考にして記載し、保険期間開始後に、営農計画の変更を行います。

- ① 農産物等の種類
- ② 農産物等の種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模
- ③ 農産物等の種類ごとの栽培又は飼養の時期
- ④ 基準収入金額の算定方法の特例のうち別紙1の1の(1)の規模拡大特例の適用を申し出る場合は、農産物等（蜂及びはちみつを除きます。）に係る加入申請日の属する年までの5年間（農業経営を行った期間が5年間に満たないときは、その行った期間）及び保険期間の各年末現在の経営面積

(3) 「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」には、対象農産物等の種類ごとに次に掲げる事項を記載するものとします。また、全国連合会は、保険資格者に対し、①に関し過去の実単収のデータを整理した「保険期間の見込単収試算表」（様式5号の1）及び「保険期間の見込出荷率試算表」（様式5号の2）を、③に関し過去の販売単価のデータを整理した「保険期間の見込販売単価試算表」（様式6号）を提出させるものとします。

- ① 保険期間の収穫に係る栽培面積又は出荷に係る飼養頭羽数その他の事業の規模及び単位当たり見込収穫量又は見込出荷率
- ② 保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量
- ③ 見込販売数量及び見込販売単価
- ④ 見込販売金額
- ⑤ 数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量及び保険期間の属する年の数量払見込単価
- ⑥ 見込数量払金額
- ⑦ 見込事業消費数量及び見込事業消費単価
- ⑧ 見込事業消費金額
- ⑨ 保険期間開始時及び保険期間終了時の見込在庫数量並びに期首棚卸高及び期末棚卸高に係る見込単価
- ⑩ 見込期首棚卸高及び見込期末棚卸高

(4) 「農業経営の目標」には、農業経営の現状及び目標、目標達成のためにとるべき措置について記載させるものとします。目標年は、原則として、加入申請日の属する年の5年後とします。

なお、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第13条第1項に規定する認定農業者をいいます。）又は認定就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいいます。）の場合は、これらの記載を省略させることができます。

第6 加入申請書等の受付

(1) 全国連合会は、保険資格者から加入申請書等の提出があった場合には、次に掲げる事項（以下「承諾拒否事由」といいます。）のいずれかに該当するときを除き、加入申請を承諾するものとします。また、当該承諾をもって、収入保険の保険契約が締結されるものとします。

① 保険資格者が、第8章第2節第5の(1)の②の重大事由により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること。

② 保険資格者が、第8章第2節第5の(1)の③の保険料、積立金又は事務費の不払により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること（第2章第2節1の①の規定による保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、②の規定による第1回目の分割保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、3の規定による事務費の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、加入申請に係る保険契約の保険期間開始日が、解除された保険契約の保険期間の終了の日（以下「保険期間終了日」といいます。）から起算して3年を経過している場合並びに不払となっていた保険料及び事務費の全額を全国連合会に支払った場合を除きます。）。

③ 保険資格者が、第1章第15節②の規定に該当したことがある者であること（加入申請に係る保険契約の保険期間開始日が、同節②の規定に該当した際に締結していた保険契約の保険期間終了日から起算して3年を経過している場合及び不払となっていた保険料の全額を全国連合会に支払った場合を除きます。）。

④ 保険事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。

ただし、加入申請日において、当該対象農産物等を共済目的とする共済事業又は収入保険に加入している場合であって、共済事業又は収入保険の事故発生通知を行っているときは除きます。

⑤ 基準収入金額の適正な設定が困難であること。

⑥ 保険事故の発生の適正かつ円滑な確認が困難であることが見込まれること。

⑦ 通常の肥培管理若しくは飼養管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。

⑧ ①から⑦までのほか、保険契約を締結するとすれば、収入保険の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、収入保険の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため保険契約を締結しないことを相当とする事由があること。

(2) 対象農産物等のうち特定の種類等のみが(1)の④から⑧までの承諾拒否事由に該当する場合であって、かつ、「保険期間の営農計画」及び「保険期間

の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」において、当該特定の種類等に係る金額を他の種類等に係る金額から区分できる場合は、当該特定の種類等に係る金額を農業収入金額に含めない旨の条件を付して加入申請を承諾します。

- (3) 対象農産物等の生産を行う耕地等のうち特定の耕地等のみが(1)の④から⑧までの承諾拒否事由に該当する場合であって、かつ、「保険期間の営農計画」及び「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」において、当該特定の耕地に係る金額を他の耕地等に係る金額から区分できる場合は、当該特定の耕地等に係る金額を農業収入金額に含めない旨の条件を付して加入申請を承諾します。

第7 基準収入金額等の算定

全国連合会は、加入申請書等に基づき、第1章第5節及び第7節から第9節までに則して、基準収入金額、保険限度額、基準補填金額、保険金額、補填対象金額、保険料、積立金及び事務費を算定します。

第8 「保険証書」及び「保険料及び積立金通知書」の作成及び送付

- (1) 全国連合会は、収入保険の加入申請を承諾し、保険契約を締結したときは、次に掲げる事項を記載した「保険証書」(様式7号)を作成し、全国連合会の会長が署名し、又は記名押印するものとします。

- ① 被保険者の氏名
- ② 基準収入金額
- ③ 保険方式の補償内容
- ④ 積立方式の補償内容
- ⑤ 保険期間開始日及び保険期間終了日
- ⑥ 保険料の金額、被保険者の属する危険段階及び保険料率
- ⑦ 積立金の金額
- ⑧ 事務費の金額
- ⑨ 保険料及び積立金の支払の方法
- ⑩ 「保険証書」(様式7号)を発行した年月日

- (2) 全国連合会は、保険料及び積立金の金額、事務費の金額、支払期限並びに振替口座等を内容とした「保険料及び積立金通知書」(様式8号)を作成するものとします。

- (3) 全国連合会は、「保険証書」(様式7号)及び「保険料及び積立金通知書」(様

式8号)を作成後、加入申請書等の写しを添付して、被保険者に送付するものとしします。

第9 不承諾の通知

全国連合会は、収入保険の加入申請を承諾しない場合は、その旨を、理由を添えて保険資格者に通知するものとしします。

第2節 保険料、積立金及び事務費の徴収等

1 保険料の徴収

全国連合会は、「保険料及び積立金通知書」(様式8号)により通知した保険料について、被保険者が加入申請において選択した支払の方法に応じて、次のとおり徴収するものとしします。

① 一括支払

保険期間開始日の前日までに事業規程で定める日までに、保険料の全額を徴収するものとしします。

② 分割支払

ア 第1回目の支払

保険期間開始日の前日までに事業規程で定める日までに、保険料の総額を分割回数で除した金額を徴収するものとしします。

(注) 保険料の総額を分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、第1回目の金額に算入します。

イ 第2回目以降の支払

各分割支払月の末日(最後の支払にあつては、保険期間開始日の属する月の初日から起算して8か月を経過する日)までに、それぞれ保険料の総額を分割回数で除した金額を徴収するものとしします。

2 積立金の受領

全国連合会は、「保険料及び積立金通知書」(様式8号)により通知した積立金について、被保険者が加入申請において選択した支払の方法に応じて、次のとおり受領するものとしします。

① 一括支払

ア 前年に積立方式を選択していない場合

保険期間開始日の前日までに事業規程で定める日までに、積立金の全額を受領するものとしします。

イ 前年に積立方式を選択した場合

保険期間開始日の属する月の初日から起算して8か月を経過する日ま

で事業規程で定める日までに、積立金の全額（積立金に残余がある場合は、積立金とその残余との差額）を受領するものとします。

② 分割支払

ア 第1回目の支払

保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、積立金の総額を分割回数で除した金額を受領するものとします。

(注) 積立金の総額を分割回数で除することにより、1円未満の端数が生ずる場合は、第1回目の金額に算入します。

イ 第2回目以降の支払

各分割支払月の末日（最後の支払にあつては、保険期間開始日の属する月の初日から起算して8か月を経過する日）までで事業規程で定める日までに、それぞれ積立金の総額を残りの分割回数で除した金額を受領するものとします。

3 事務費の徴収

全国連合会は「保険料及び積立金通知書」（様式8号）により通知した事務費について、保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、事務費の全額を徴収するものとします。

4 徴収方法等

(1) 保険料、積立金及び事務費の徴収等は、原則として、口座振替により行うものとします。

(2) (1) の場合には、口座振替日を支払日とみなします。

第3節 加入申請日の属する年の農業収入金額申告書等の提出に係る基準収入金額等の修正

1 基準収入金額等の修正

(1) 全国連合会は、第2章第1節第1のただし書の規定による加入申請日の属する年の「過去の農業収入金額申告書」（様式2号）の提出（以下「実績書面提出」といいます。）の際に、被保険者に基準収入金額の算定方法の特例の適用の申出の有無を確認するものとします。

(2) 全国連合会は、実績書面提出があつたときは、基準収入金額、保険限度額、基準補填金額、保険金額、補填対象金額、保険料、積立金及び事務費を修正するものとします。

- (3) 全国連合会は、実績書面提出があったときは、被保険者に、保険方式及び積立方式の支払率の修正の申出の有無を確認するものとします。この場合において、被保険者が修正を申し出るときにおける修正後の支払率は、(2)の規定による修正後の保険金額又は補填対象金額が、(2)の規定による修正前の保険金額又は補填対象金額から、(2)の規定による修正後の基準収入金額及び当該修正前の支払率により算定される保険金額又は補填対象金額までの範囲内となるように選択させるものとします。
- (4) 全国連合会は、第1節第8と同様に、「保険証書」(様式7号)並びに保険料、積立金及び事務費の追加支払又は返還の有無及びその金額、追加支払の場合の支払期限、振替口座等を内容とした「保険料及び積立金変更通知書」(様式9号)を作成し、被保険者に送付するものとします。

2 保険料、積立金及び事務費の追加徴収・返還

- (1) 1の(2)の規定により、保険料、積立金及び事務費が増額された場合には、全国連合会は、被保険者が加入申請において選択した支払の方法に応じて、次のとおり、保険料、積立金及び事務費の増額分を徴収するものとします。

① 保険料

ア 一括支払

事業規程で定める日までに、当該増額分を徴収するものとします。

イ 分割支払

- (ア) 分割回数が残っている場合(実績書面提出を行った日から最終分割回の支払期限までの期間が1か月以上である場合に限り、以下同じ。)

当該増額分を残りの分割回数で除した金額を、残りの各分割回の支払額に加えて徴収するものとします。

(注) 増額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額に算入します。

- (イ) 分割回数が残っていない場合(実績書面提出を行った日から最終分割回の支払期限までの期間が1か月に満たない場合を含みます。以下同じ。)

事業規程で定める日までに、当該増額分を徴収するものとします。

② 積立金

ア 一括支払

- (ア) 前年に積立方式を選択していない場合

事業規程で定める日までに、当該増額分を受領するものとします。

- (イ) 前年に積立方式を選択した場合

事業規程で定める日までに、当該増額分を受領するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合

当該増額分を残りの分割回数で除した金額を、残りの各分割回の支払額に加えて受領するものとします。

(注) 増額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額に算入します。

(イ) 分割回数が残っていない場合

事業規程で定める日までに、当該増額分を受領するものとします。

③ 事務費

事業規程で定める日までに当該増額分を徴収するものとします。

(2) 1の(2)の規定により保険料、積立金及び事務費が減額された場合には、全国連合会は、被保険者が加入申請において選択した支払の方法に応じて、次のとおり、保険料、積立金及び事務費の減額分を被保険者に返還するものとします。

① 保険料

ア 一括支払

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合

減額後の保険料が支払済の保険料を超える場合には、当該減額分を残りの分割回数で除した金額を、残りの各分割回の支払額から差し引きます。また、支払済の保険料が減額後の保険料を超える場合には、事業規程で定める日までに、その差額を返還し、残りの分割回における支払は必要ないものとします。

(注) 減額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額から差し引きます。

(イ) 分割回数が残っていない場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

② 積立金

ア 一括支払

(ア) 前年に積立方式を選択していない場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

(イ) 前年に積立方式を選択した場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合

減額後の積立金が支払済の積立金を超える場合には、当該減額分を残りの分割回数で除した額を、残りの各分割回の支払額から差し引きます。また、支払済の積立金が減額後の積立金を超える場合には、事業規程で定める日までに、支払済の積立金と減額後の積立金との差額を返還し、残りの分割回における支払は必要ないものとします。

(注) 減額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額から差し引きます。

(イ) 分割回数が残っていない場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

③ 事務費

事業規程で定める日までに当該減額分を返還するものとします。

第4節 督促及び延滞金

1 督促

全国連合会は、次に掲げる場合には、督促状により、期限を指定して、保険料又は事務費の支払を督促するものとします。

- ① 分割支払に係る分割保険料を徴収する場合において、被保険者が第2回目以降の支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき分割保険料を支払わないとき。
- ② 第2章第3節の2の(1)の①及び第3章第2節第1の①の規定により保険料の増額分を徴収する場合において、被保険者が当該支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき保険料を支払わないとき。
- ③ 第2章第3節の2の(1)の③及び第3章第2節第1の③の規定により事務費の増額分を徴収する場合において、被保険者が当該支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき事務費を支払わないとき。

2 延滞金

全国連合会は、1の①から③までに掲げる場合には、当該保険料又は事務費を支払わない者から、当該保険料又は事務費の額につき年10.75パーセントの割合を超えない範囲内で、支払期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとします。

(注1) 当該保険料又は事務費の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとします。

(注2) 計算した延滞金の金額が1千円未満であるときは当該延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

(注3) 全国連合会は、特別の事由があると認めるときは、延滞金を減免することができます。

第3章 営農計画の変更

第1節 営農計画の変更の通知等

第1 営農計画の変更の通知

- (1) 全国連合会は、被保険者が、保険期間中に、「農業経営に関する計画」（様式4号）のうち「保険期間の営農計画」を変更した場合は、「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」も併せて変更し、原則として、変更に係る農産物等の作付け後1か月以内に、通知させるものとします。ただし、第4章の事故発生等の通知を行った場合は、営農計画の変更を通知させる必要はありません。
- (2) (1)の通知の際、被保険者は、既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由の有無についても併せて通知させるものとします。
- (3) 全国連合会は、被保険者が、営農計画の変更により新たに基準収入金額の算定方法の特例（別紙1の1（1）の規模拡大特例に限ります。）の要件を満たすこととなったときは、(1)の通知の際に、当該特例の適用の申出の有無を確認するものとします。

第2 基準収入金額等の変更等

1 基準収入金額等の変更

- (1) 全国連合会は、第1の(1)の通知があったときは、第1章第5節から第9節までに則して、基準収入金額、保険限度額、基準補填金額、保険金額、補填対象金額、保険料、積立金及び事務費を変更するものとします。
- (2) 全国連合会は、第1の(1)の通知があったときは、被保険者に、保険方式及び積立方式の支払率の変更の申出の有無を確認するものとします。この場合において、被保険者が変更を申し出るときにおける変更後の支払率は、(1)の規定による変更後の保険金額又は補填対象金額が、(1)の規定による変更前の保険金額又は補填対象金額から、(1)の規定による変更後の基準収入金額及び当該変更前の支払率により算定される保険金額又は補填対象金額までの範囲内となるように選択させるものとします。

2 「保険証書」及び「保険料及び積立金変更通知書」の作成及び送付

- (1) 全国連合会は、第2章第1節第8と同様に、「保険証書」（様式7号）並び

に保険料、積立金及び事務費の追加支払又は返還の有無及びその金額、追加支払の場合の支払期限、振替口座等を内容とした「保険料及び積立金変更通知書」（様式9号）を作成するものとします。

- (2) 全国連合会は、「保険証書」（様式7号）及び「保険料及び積立金変更通知書」（様式9号）を作成後、変更後の「農業経営に関する計画」（様式4号）の「保険期間の営農計画」及び「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」の写しを添付して、被保険者に送付するものとします。

第2節 保険料、積立金及び事務費の追加徴収及び返還等

第1 保険料、積立金及び事務費の追加徴収等

第1節第2の1の規定により、保険料、積立金及び事務費が増額された場合には、全国連合会は、被保険者が、加入申請において選択した支払の方法に応じて、次のとおり、保険料、積立金及び事務費の増額分を徴収するものとします。

① 保険料

ア 一括支払

事業規程で定める日までに、当該増額分を徴収するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合（営農計画の変更の通知の日から最終分割回の支払期限までの期間が1か月以上である場合に限り、以下同じ。）

当該増額分を残りの分割回数で除した金額を、残りの各分割回の支払額に加えて徴収するものとします。

(注) 増額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額に算入します。

(イ) 分割回数が残っていない場合（営農計画の変更の通知の日から最終分割回の支払期限までの期間が1か月に満たない場合を含みます。以下同じ。）

事業規程で定める日までに、当該増額分を徴収するものとします。

② 積立金

ア 一括支払

(ア) 前年に積立方式を選択していない場合

事業規程で定める日までに、当該増額分を受領するものとします。

(イ) 前年に積立方式を選択した場合

事業規程で定める日までに、当該増額分を受領するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合

当該増額分を、残りの分割回数で除した額を、残りの各分割回の支払額に加えて受領するものとします。

(注) 増額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額に算入します。

(イ) 分割回数が残っていない場合

事業規程で定める日までに、増額分を受領するものとします。

③ 事務費

事業規程で定める日までに、当該増額分を徴収するものとします。

第2 保険料、積立金及び事務費の返還

第1節第2の1の(1)の規定により、保険料、積立金及び事務費が減額された場合には、全国連合会は、被保険者が加入申請において選択した支払の方法に応じて、次のとおり、保険料、積立金及び事務費の減額分を被保険者に返還するものとします。

① 保険料

ア 一括支払

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合

減額後の保険料が支払済の保険料を超える場合には、当該減額分を残りの分割回数で除した金額を、残りの各分割回の支払額から差し引きます。また、支払済の保険料が減額後の保険料を超える場合には、事業規程で定める日までに、その差額を返還し、残りの分割回における支払は必要ないものとします。

(注) 減額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次の分割回の支払額から差し引きます。

(イ) 分割回数が残っていない場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

② 積立金

ア 一括支払

(ア) 前年に積立方式を選択していない場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

(イ) 前年に積立方式を選択した場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

イ 分割支払

(ア) 分割回数が残っている場合

減額後の積立金が支払済の積立金を超える場合には、当該減額分を
残りの分割回数で除した額を、残りの各分割回の支払額から差し引き
ます。また、支払済の積立金が減額後の積立金を超える場合には、事
業規程で定める日までに、その差額を返還し、残りの分割回における
支払は必要ないものとします。

(注) 減額分を残りの分割回数で除すことにより、1円未満の端数が生ずる場合は、次回
の分割回の支払額から差し引きます。

(イ) 分割回数が残っていない場合

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

③ 事務費

事業規程で定める日までに、当該減額分を返還するものとします。

第4章 事故発生等の通知

第1節 事故発生の通知

第1 事故発生の通知

(1) 全国連合会は、被保険者に、対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が保険期間の見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる事由（対象農産物等の収穫量若しくは出荷量の減少又は品質の低下に関するものに限り、以下「通知対象事故」といいます。）が生じた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した「事故発生等通知書」（様式10号）を作成させ、全国連合会に通知させるものとします。

- ①通知対象事故の発生日
- ②通知対象事故に係る対象農産物等の種類
- ③対象農産物等の数量減少又は品質の低下の程度
- ④通知対象事故の種類
- ⑤その他被害の状況に関する事項
- ⑥つなぎ資金の貸付けの申出の有無

(2) 全国連合会は、被保険者に対し、保険事故の発生を防止するために講じた取組の内容を明らかにする書類（農作業日誌等）を、いつでも閲覧できるよう保存させるものとします。

第2 事故発生の通知の受付、確認及び指導

(1) 全国連合会は、被保険者から事故発生の通知があった場合には、事故発生の通知の受付簿に、受付日、被保険者の氏名、通知の内容等を整理します。

(2) 全国連合会は、通知された事故の内容の通知件数が、当該被保険者が営農を行う地域において少ない場合には、当該事故が地域的に発生している事故かどうかを確認し、地域的に発生している事故でなかったときは、被保険者が通常の実業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生防止（適期防除、排水対策、防護柵の設置等）を怠っていなかったかどうかを被保険者への聞き取りや現地調査を行うことにより、確認します。

(3) 全国連合会は、被保険者が保険事故の発生防止の取組を行うことにより、保険金等の支払が減少すると見込まれる場合は、必要に応じて指導を行うものとします。

第3 事故発生等通知書の返送

全国連合会は、「事故発生等通知書」（様式10号）に、被保険者から通知された回数及び受付年月日並びに指導事項がある場合はその内容を記載し、被保険者に返送します。

第2節 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

第1 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

全国連合会は、被保険者に、営農計画に記載した対象農産物等の作付け（畜産物においては種付け又は導入）をした後、自己都合により、その栽培又は飼養の全部又は一部を中止する場合は、遅滞なく、対象農産物等の種類ごとに、栽培又は飼養の中止年月日、中止に係る面積等を記入した「事故発生等通知書」（様式10号）を通知させるものとします。

（注）当該自己都合による栽培又は飼養の中止による農業収入金額の減少は、収入保険の補填対象にはなりません。

第2 栽培又は飼養の中止の通知の受付

全国連合会は、被保険者から自己都合による栽培又は飼養の中止の通知があった場合には、自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の受付簿に、受付日、被保険者の氏名、通知の内容等を整理します。

第3 農業収入金額の減少額の算定の方法

- （1）自己都合による栽培又は飼養の中止による農業収入金額の減少は、収入保険の補填対象にはなりません。従って当該農業収入金額の減少金額は、保険金等の算定において、保険期間の農業収入金額に含めます。
- （2）当該農業収入金額の減少金額は、当該中止に係る面積、「農業経営に関する計画」（様式4号）において保険資格者が見込販売金額を算出するときを用いた見込単収及び見込販売単価により、算定します。

第5章 保険金及び特約補填金の請求及び支払

第1 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の提出

全国連合会は、被保険者に対し、保険期間終了後、保険期間に係る青色申告書を提出した後、税申告の期限の日から1か月以内に、次の①及び②に掲げる書類を提出させるものとします。

① 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）
（添付書類）

- ・ 税申告書類
個人：所得税の確定申告書B第1表及び青色申告決算書
法人：法人税の申告書の別表一及び別表四、損益計算書
- ・ 保険期間の棚卸表
- ・ 事業消費帳簿

② 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」
（農業所得用：様式3号の1、一般・法人用：様式3号の2）
（添付書類）

- ・ 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書
- ・ 甘味資源作物交付金交付決定及び支払通知書
- ・ でん粉原料用いも交付金交付決定通知書
- ・ 生産者補給交付金又は生産者補給金及び集送乳調整金の金額を記載した書面

第2 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の受付及び確認

(1) 全国連合会は、被保険者から「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）等の提出があり、被保険者が保険金等の請求をする場合又は請求を予定している場合は、次の内容に基づき、被保険者の経営努力不足がなかったかを確認するものとします。また、必要に応じて、被保険者や当該被保険者の取引先などに照会します。

- ① 収入減少要因が数量減少の場合は、要因発生の理由、被保険者からの事故発生の通知の有無、保険事故の発生の防止の取組内容
- ② 収入減少要因が価格低下の場合は、要因発生の理由、意図的な値下げの有無

(2) 全国連合会は、(1)の確認の結果、事故発生通知を怠っていた場合、意図的な安売りを行っていたことが確実な場合など第1章第15節の免責事由に該当すると認められる場合は、保険金等を免責とするものとします。

- (3) 全国連合会は、(2)の規定により、免責事由に該当すると認められる場合は、別紙3「免責の範囲並びに免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法」に基づき、保険期間中の農業収入金額を調整し、保険金等を算定します。

第3 保険金等の見込金額の通知

全国連合会は、第1章第14節により算定した保険金等の見込金額等を記載した「保険金等（見込額）通知書」（様式12号）を作成し、「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）等の受理日から起算して1か月以内に、被保険者に通知します。ただし、当該見込金額等を確定するために必要な確認をするために相当の期間を要する場合は、この限りではありません。

また、「保険金等（見込額）通知書」（様式12号）には、次の保険期間において適用される、保険料率の危険段階区分及び保険料率の見込みを記載します。

第4 保険金等の請求

全国連合会は、被保険者の保険期間の農業収入金額が保険限度額（積立方式を選択した場合は補填限度額）を下回るときは、次のいずれかの方法により、保険金等を請求させるものとします。

- ① 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の提出時に請求する場合

被保険者は、第1の規定により「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）等を提出する際に、併せて全国連合会に保険金等を請求します。

- ② 「保険金等（見込額）通知書」の受領後に請求する場合

被保険者は、第3の規定により「保険金等（見込額）通知書」（様式12号）を受理してから1か月以内に「保険金等請求書」（様式13号）を作成し、全国連合会に保険金等を請求します。

第5 保険金等の支払

- (1) 全国連合会は、被保険者が第4の①の規定により保険金等の請求をする場合にあつては「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）の受理日から1か月以内に、第4の②の規定により保険金等の請求をする場合にあつては当該請求を受けた日から2週間以内に、保険金等の支払を行うものとします。ただし、保険金等を支払うために必要な確認をするた

めに相当の期間を要する場合は、この限りではありません。

(2) 全国連合会は、保険金等の振込後、遅滞なく、「保険金等振込額通知書兼積立金通知書」(様式14号)を作成し、被保険者に通知します。

また、被保険者が、翌年の保険期間に積立方式を選択している場合は、「保険金等振込額通知書兼積立金通知書」(様式14号)に特約補填金の支払後の積立金の追加支払額、残余等を記載します。

(3) 全国連合会は、特約補填金については、特約補填金の4分の1に相当する金額が、第2章第2節の2の支払期限までに積立金として支払われ、かつ、当該支払期限の日から特約補填金の支払を受けるまでの間において取り崩されていない場合に限り、支払うものとします。ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額を当該支払期限までに全国連合会に支払っていない場合はこの限りではありません。

第6 第三者に対する権利の取得

(1) 全国連合会は、保険金等を支払ったときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権(以下第6において「被保険者債権」といいます。)について当然に被保険者に代位するものとします。

① 全国連合会が支払った保険金等の金額

② 被保険者債権の金額から保険金等が支払われていない損害の金額を控除した残額

(2) (1)の①に掲げる金額が保険契約により填補すべき損害の金額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち全国連合会が(1)の①の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る全国連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有するものとします。

第6章 つなぎ資金の貸付け

第1節 貸付対象者等

- (1) つなぎ資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」といいます。）は、被保険者のうち、保険金等の支払が見込まれる者（やむを得ない事由がある場合を除き、保険料及び事務費の全額を支払っているものに限ります。）とします。
- (2) つなぎ資金の貸付けについては、原則として、通知対象事故により対象農産物等に相当の数量減少が発生している場合を対象とします。
- (3) つなぎ資金の貸付け時期及び回数は、事業規程の定めるところによるものとします。

第2節 申出手続

1 つなぎ資金の貸付けの申出

全国連合会は、貸付対象者がつなぎ資金の貸付けを希望する場合は、第4章第1節第1に基づく「事故発生等通知書」（様式10号）の提出時に、つなぎ資金の貸付けを希望する旨を記載させるものとします。

2 つなぎ資金の貸付限度額の算定及び通知

- (1) 全国連合会は、被保険者からつなぎ資金の貸付けを希望する旨の申出があった場合は、次のとおり、保険期間中の農業収入概算額、保険金支払概算額、特約補填金支払概算額及びつなぎ資金の貸付限度額を算定します。

① 保険期間中の農業収入概算額

保険期間中の農業収入概算額は、事故発生の通知に係る対象農産物等の種類ごとに、次の式によって算定した金額を合計した金額とします。

$$\begin{aligned} \text{保険期間中の農業収入概算額} &= \text{見込農業収入金額} \\ &\quad - \text{保険期間中の収入減少概算額} \\ \text{保険期間中の収入減少概算額} \\ &= (\text{事故発生前の見込収穫数量} - \text{事故発生後の見込収穫数量}) \times \text{平均単価} \end{aligned}$$

ア 事故発生前の見込収穫数量

事故発生前の見込収穫数量は、第2章第1節第5の「農業経営に関する計画」（様式4号）の「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見

込まれる農業収入金額」に記載した見込収穫数量とします。

イ 事故発生後の見込収穫数量

事故発生後の見込収穫数量は、「事故発生等通知書」（様式10号）において、数量減少の程度別に記載した作付面積等に、次の表の左欄に掲げる数量減少の程度の区分に応じた同表の右欄の割合及び「農業経営に関する計画」（様式4号）の「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」に記載した見込単収を乗じて得た数量を、見込収穫数量から差し引いた数量とします。

| 数量減少の程度 | 減少割合 |
|-------------|------|
| 10%未満・被害なし | 0割 |
| 10%以上50%未満 | 0割 |
| 50%以上100%未満 | 5割 |
| 100% | 10割 |

ウ 平均単価

平均単価は、「農業経営に関する計画」（様式4号）の「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」に記載した見込販売単価とします。

② 保険金支払概算額等及びつなぎ資金の貸付限度額

保険金支払概算額、特約補填金支払概算額及びつなぎ資金の貸付限度額は、次の式によって算定した金額とします。

(注) つなぎ資金の貸付限度額は、1万円単位とし、1万円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

ア 保険方式のみの場合

$$\text{保険金支払概算額} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入概算額}) \times \text{保険方式の支払率}$$

$$\text{貸付限度額} = \text{保険金支払概算額} \times 0.8$$

イ 積立方式を選択している場合

(ア) 保険期間中の農業収入概算額が保険限度額を上回らない場合

$$\text{保険金支払概算額} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入概算額}) \times \text{保険方式の支払率}$$

$$\text{特約補填金支払概算額} = \text{被保険者が支払った積立金}(\text{※}) \text{の額} \times 4$$

$$\text{貸付限度額} = (\text{保険金支払概算額} + \text{特約補填金支払概算額}) \times 0.8$$

※ 被保険者が支払った積立金の額は、前保険期間における積立金の残

余、当該保険期間に支払われた積立金の額及び前保険期間におけるつなぎ資金の貸付金を基礎として算定した金額

(イ) 保険期間中の農業収入概算額が保険限度額を上回る場合

特約補填金支払概算額（※1）＝（補填限度額－保険期間中の農業収入概算額）×積立方式の支払率

貸付限度額＝特約補填金支払概算額×0.8

※1 特約補填金支払概算額は、被保険者が支払った積立金（※2）の額に4を乗じて得た金額が上限

※2 被保険者が支払った積立金の額は、前保険期間における積立金の残余、当該保険期間に支払われた積立金の額及び前保険期間におけるつなぎ資金の貸付金を基礎として算定した金額

- (2) 全国連合会は、つなぎ資金の貸付限度額等を記載した「つなぎ資金貸付限度額通知書」（様式15号）を作成し、「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）を添付して、被保険者に送付します。
- なお、過去に免責となり保険金等が支払われなかったこと又はつなぎ資金の償還期限までに償還しなかったことがある被保険者については、保証人を求めるものとし、その手続に必要な書類も送付します。

3 つなぎ資金の貸付けの申請

- (1) 全国連合会は、被保険者に、貸付限度額の範囲内で、「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）を作成させ、つなぎ資金の貸付けを申請させるものとしします。
- (2) 全国連合会は、保証人が必要と認めるときは、被保険者に、その手続に必要な書類を作成させ、提出させるものとしします。

第3節 つなぎ資金の貸付け

- (1) 全国連合会は、被保険者から「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）（保証人を求めた場合には、その手続に必要な書類）の提出があった場合には、必要事項が記載されていないとき及び第1節の（1）の貸付対象者等に該当しないときを除き、つなぎ資金の貸付けを決定するものとしします。また、当該決定をもって、つなぎ資金の貸付契約が締結されるものとしします。

(2) つなぎ資金の貸付けは無利子で行います。

(3) 全国連合会は、つなぎ資金の貸付け後、速やかに、「つなぎ資金振込通知書」(様式18号)を作成し、被保険者に送付します。

第4節 つなぎ資金の償還及び返還

第1 つなぎ資金の償還

つなぎ資金の償還は、第5章第5により被保険者に支払われる保険金等を充当して行うことを原則とし、事業規程で定めるところにより保険金等の額及びつなぎ資金の貸付額に応じて、次のとおり行うものとします。

① 保険金等の額がつなぎ資金の貸付額を下回らない場合

ア 全国連合会は、第5章第5において、保険金等の支払の際に、被保険者に支払うべき保険金等の額からつなぎ資金の貸付額を差し引いた額を支払うものとします。

イ 全国連合会は、速やかに「つなぎ資金償還完了通知書」(様式19号)を作成し、被保険者に送付します。

また、被保険者から、当該貸付けに係る「つなぎ資金借入申請書」(様式16号)及び「つなぎ資金借用書」(様式17号)(保証人を求めた場合には、保証人に係る書類)の返却を求められたときは、速やかに被保険者に送付します。

② 保険金等の額がつなぎ資金の貸付額を下回る場合

ア 全国連合会は、第5章第5による保険金等の支払は行わず、つなぎ資金の貸付額、保険金及び特約補填金の支払決定額、精算不足金額等を記載した「つなぎ資金精算不足金償還請求書」(様式20号)を作成し、被保険者に通知します。

イ 全国連合会は、被保険者に対し、通知した精算不足金額を、事業規程で定める日までに償還させるものとします。

ウ 全国連合会は、つなぎ資金の貸付金の償還を確認できたときは、速やかに「つなぎ資金償還完了通知書」(様式19号)を作成し、被保険者に送付します。

また、被保険者から、当該貸付けに係る「つなぎ資金借入申請書」(様式16号)及び「つなぎ資金借用書」(様式17号)(保証人を求めた場合には、保証人に係る書類)の返却を求められたときは、速やかに被保険者に送付します。

第2 つなぎ資金の返還

1 貸付契約の無効

(1) 被保険者が虚偽の申請又は不正の手段により貸付けを受けたと認められた場合は、全国連合会は、当該つなぎ資金の貸付契約を無効とし、指定する期日までに、つなぎ資金の貸付金の返還を請求する旨を記載した「つなぎ資金返還請求書」（様式21号）を作成し、被保険者に送付します。

(2) 全国連合会は、被保険者に対し、通知した返還請求金額を、全国連合会が指定する期日までに返還させるものとします。

(3) 全国連合会は、つなぎ資金の貸付金の返還を確認できたときは、速やかに、「つなぎ資金返還完了通知書」（様式22号）を作成し、被保険者に送付します。

また、被保険者から、当該貸付けに係る「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）（保証人を求めた場合には、保証人に係る書類）の返却を求められたときは、速やかに被保険者に送付します。

2 保険契約の失効、取消、無効又は解除

保険契約が失効、取消、無効又は解除となった場合は、つなぎ資金の貸付契約もこれに伴い失効、取消、無効又は解除となるものとします。この場合において、全国連合会は、「つなぎ資金返還請求書」（様式21号）を作成し、被保険者に対し、指定する期日までに貸付金を返還するよう請求するものとします。

3 積立方式の解除

積立方式が解除となった場合は、全国連合会は、「つなぎ資金返還請求書」（様式21号）を作成し、被保険者に対し、指定する期日までに貸付金のうち積立方式に相当する金額を返還するよう請求するものとします。

第3 督促及び延滞金

(1) 全国連合会は、被保険者が、指定する期日までに、つなぎ資金の貸付金を償還又は返還しない場合は、当該被保険者に対して督促状を発し、当該貸付額の額につき年10.75パーセントの割合を超えない範囲内で、支払期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとします。

(注1) 当該貸付額の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとします。

(注2) 計算した延滞金の金額が1千円未満であるときは当該延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

(2) 全国連合会は、特別の事由があると認めるときは、延滞金を減免することができます。

(3) 全国連合会は、(1)の督促にもかかわらず償還又は返還が行われない場合は、再度、期限を指定して、これを督促するものとし、それでもなお償還又は返還が行われない場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、支払督促の申立等の法的措置を講ずるものとします。

第7章 再保険の手続

第1節 再保険料の納入等

第1 農林水産大臣への通知

全国連合会は、月ごとに、当該月に保険期間が開始する保険契約の内容を取りまとめた「再保険引受通知書」（様式23号）を作成し、当該各月の20日までに農林水産大臣に提出するものとします。なお、提出した「再保険引受通知書」（様式23号）の内容に変更が生じた場合は、当該月ごとに変更内容を取りまとめて当該再保険引受通知書を更新し、変更理由を記載した書面を添えて、翌月の20日までに提出するものとします。

第2 再保険料の納入

全国連合会は、再保険料に係る納入告知書において定められた期日までに再保険料を納入するものとします。ただし、保険料国庫負担金の額が再保険料を超えるときはこの限りではありません。

第2節 再保険金の請求等

第1 農林水産大臣への通知

全国連合会は、年ごとに、当該年の1月から12月までの期間（以下「再保険期間」といいます。）に保険期間が開始する全ての保険契約（以下「再保険期間別保険契約」といいます。）の損害が取りまとまり次第、速やかに「保険金等集計表」（様式24号）を作成し、農林水産大臣に通知するものとします。

第2 再保険金の請求

全国連合会は、再保険期間別保険契約において支払うべき保険金の総額が、通常責任保険金額を超える場合は、「再保険金請求書」（様式25号）を作成し、農林水産大臣に提出するものとします。

第3 再保険金の概算払請求

全国連合会は、再保険期間別保険契約の保険金の総額が確定しない場合であっても、既に支払うべき保険金の総額が、通常責任保険金額を超えることが明らかな場合は、「再保険金概算払請求書」（様式26号）を作成し、農林水産大臣に再保険金の概算払を請求することができます。ただし、請求できる概算払の額は、再保険金の見込額（支払うべき保険金から通常責任保険金額を差し引いた額の95%に相当する額）の3分の2に相当する金額を限度とします。

第8章 その他

第1節 農業経営の譲渡等

第1 死亡、解散等の場合の権利義務の承継

1 権利義務の承継

被保険者が死亡し、又は合併による解散若しくは分割（収入保険の保険契約に係る農業経営の全部を承継させた場合に限り、）をした場合には、その包括承継人は、全国連合会の承諾を受けて、収入保険の保険契約に関し被保険者の有していた権利義務を承継することができます。

被保険者が、当該収入保険の保険契約に係る農業経営の全部を一体として譲り渡し、かつ譲渡しに関する契約の内容を書面により明らかにした場合におけるその譲受人についても同様とします。

2 権利義務の承継の申請

(1) 全国連合会は、被保険者、その包括承継人又は譲受人が、1の規定による承継を希望する場合は、農業経営を承継し又は譲り受けた日から2週間以内に、「保険契約承継承諾申請書」（様式27号）及び当該承継又は譲受けの事実を確認できる書類（譲渡契約書の写し、被保険者の死亡診断書等）を全国連合会に提出させるものとします。また、包括承継人又は譲受人が新規に農業経営を開始する場合は、青色申告承認申請書の写しを提出させるものとします。

(2) 全国連合会は、被保険者、その包括承継人又は譲受人から(1)により「保険契約承継承諾申請書」（様式27号）等の提出があった場合には、当該提出書類から保険契約に係る農業経営の全部が承継又は譲渡されていることが確認できないときを除き、権利義務の承継を承諾するものとします。また、権利義務の承継は、全国連合会による承諾の時からその効力を生じるものとします。

3 権利義務の承継の承諾又は不承諾の通知

(1) 全国連合会は、権利義務の承継を承諾した場合は、「保険契約承継承諾通知書」（様式28号）を作成し、申請をした当該被保険者、包括承継人又は譲受人に通知します。

(2) 全国連合会は、権利義務の承継を承諾しなかった場合は、「保険契約承継不承諾通知書」（様式28号）を作成し、被保険者、その包括承継人又は譲受人に通知します。

4 承継された保険契約の変更手続

全国連合会は、3の(1)により権利義務の承継を承諾した場合は、承継された保険契約について、包括承継人又は譲受人における収入保険の加入の有無に応じて、次のとおり変更手続を行います。

① 包括承継人又は譲受人が新規に農業経営を開始する場合

全国連合会は、被承継人又は譲渡人の契約内容と同内容とし、氏名を被承継人又は譲渡人から包括承継人又は譲受人に変更した「保険証書」(様式7号)を作成します。

② 包括承継人又は譲受人が既に収入保険に加入している場合

全国連合会は、被承継人又は譲渡人と包括承継人又は譲受人の実績農業収入金額を、年ごとに合算し、第1章第7節及び第8節に定める方法により基準収入金額、保険料及び積立金を再算定したものとし、第2章第1節第8と同様の手続を行います。

被承継人又は譲渡人と包括承継人又は譲受人の収入保険の補償内容等が異なる場合は、次の表の左欄に掲げる補償内容等について、それぞれ同表の右欄に掲げる対応方法のとおりとします。

なお、基準収入金額、保険料及び積立金に変更が生じた場合は、全国連合会は、権利義務の承継の承諾の日から2週間以内に、保険料及び積立金の差額を、追加徴収又は返還をするものとします。

| 補償内容等 | 対応方法 |
|-------------------|--|
| 青色申告実績の年数 | 被保険者と包括承継人又は譲受人のいずれか年数の多い方を適用します。 |
| 基準収入金額の算定方法の特例の適用 | 被保険者と包括承継人又は譲受人がともに適用している場合は、適用します。 被保険者と包括承継人又は譲受人の一方が適用している場合は、包括承継人又は譲受人が選択します。 被保険者と包括承継人又は譲受人がともに適用していない場合は、適用しません。 |
| 保険方式の補償限度 | 被保険者の割合と包括承継人又は譲受人の割合の範囲内で包括承継人又は譲受人が選択します。 |
| 積立方式の補償幅 | 被保険者の割合と包括承継人又は譲受人の割合の範囲内で包括承継人又は譲受人が選択します(積立方式を選択していない場合は、割合を0とみなします。) |
| 保険方式及び積立方式の支払率 | 被保険者の割合と包括承継人又は譲受人の割合(積立方式を選択していない場合は、割合を0とみなします。)の範囲内で包括承継人又は譲受人が選択します。 |

| | |
|---------------|--|
| 保険料率の 危険段階 | 被保険者と包括承継人又は譲受人の過去の支払保険金の実績を合算して損害率を再計算し、危険段階区分を決定します。 |
|---------------|--|

第2 保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡

1 保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡

(1) 保険期間開始日の前日までに、農業経営の全部又は一部を承継し、又は譲り受けた（被保険者の死亡、合併による解散又は分割による場合を含みます。以下第2において同じ。）場合は、次に掲げる要件に該当するときに限り、被承継人又は譲渡人（以下「被承継人等」といいます。）の青色申告提出年（承継人又は譲受人（以下「承継人等」といいます。）の青色申告提出年を除きます。以下「被承継人等提出年」といいます。）を、承継人等の青色申告提出年として取り扱うことができます。

- ① 承継人等の青色申告提出年と被承継人等提出年が連続していると認められること。
- ② 複数の被承継人等から農業経営を一体として承継し、又は譲り受ける場合にあつては、その全てが青色申告書を提出している者であること。
- ③ 承継人等が被承継人等の対象農産物等に係る農業経営の一部を承継し、又は譲り受ける場合にあつては、被承継人等の損益計算書により、当該被承継人等の農業経営のうち当該承継又は譲渡に係る対象農産物等の収入金額を区分できること。
- ④ 承継人等が被承継人等から承継し、又は譲り受ける対象農産物等に係る農業経営が、次に掲げる要件の全てを満たすことにより、当該承継又は譲渡の後も同一性をもって行われ、又は行われると見込まれること。
 - ア 被承継人等が当該農業経営に用いていた主たる農用地、農業用施設その他の資産の所有権又は利用権が承継人等に承継され、若しくは譲渡され、又は承継され、若しくは譲渡されると見込まれること。
 - イ 被承継人等が当該農業経営において栽培し、又は飼養していた対象農産物等に係る事業の規模が、承継又は譲渡の後において、承継又は譲渡の前の事業の規模の2分の1を下回らず、又は下回らないと見込まれること。

(2) (1)の規定により被承継人等提出年を承継人等の青色申告提出年として取り扱う場合において、農業経営の承継又は譲渡に係る被承継人等の事業年度の期間と、当該承継又は譲渡によって開始する承継人等の事業年度の期間との合計が1年間であるときは、第1章第4節(2)の規定の適用については、当該承継人等の事業年度を、その期間が1年間であるものとみなして、

青色申告提出年に含めるものとします。

(3) 保険期間開始日の前日までに農業経営の全部又は一部を承継し、又は譲り受けた場合は、(1) ①から④までに掲げる要件に該当するときに限り、承継人等の各青色申告提出年の実績農業収入金額に、被承継人等の当該各青色申告提出年に対応する各年の農業収入金額（当該承継し、又は譲り受けた農業経営に係る金額に限り、次に掲げる金額を除きます。）を加算することができます。

① 被承継人等が個人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によって農業を営む者となる法人である場合における当該承継又は譲渡に係る年の当該承継又は譲渡までに経過した期間（当該法人の事業年度が12月31日に終了した場合を除きます。）に係る金額

② 被承継人等が法人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によって農業を営む者となる場合における当該承継又は譲渡に係る1年間に満たない事業年度（次に掲げる場合を除きます。）に係る金額

ア 承継人等が個人である場合にあつては、当該事業年度が1月1日に開始したものである場合

イ 承継人等が法人である場合にあつては、当該事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人等の事業年度の期間との合計が1年間である場合

2 青色申告提出年の引継ぎの手続

全国連合会は、承継人等が、1の規定により被承継人等提出年を青色申告提出年として取り扱うことを希望する場合は、「農業経営の譲渡に関する申告書」（様式29号）に、被承継人等の青色申告決算書の写し及び被承継人等が当該農業経営に用いていた主たる農用地、農業用施設その他の資産が承継人等に承継若しくは譲渡をされ、又は譲渡若しくは譲渡をされると見込まれることが確認できる書類（所有権移転登記の写し、譲渡契約書等）を添えて、申請させるものとします。

第2節 保険契約の終了

第1 保険契約の失効

(1) 保険契約の締結の後、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日に保険契約は効力を失います。この場合において、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還するものとします。また、全国連合会は、既に支払われた保険料については全額を返還し、既に支払われた事務費については保険期間の未経過分に相当する金額を月割で計算した金額を返還するものとしま

す。

- ① 被保険者が死亡又は解散若しくは分割をし、かつ、第1節第1の1の規定による権利義務の承継がされなかったこと。
- ② 保険契約者が廃業し、第1節第1の1の規定による権利義務の承継がなされなかったこと

(2) 被保険者が保険期間中に類似制度に加入した場合は、保険契約は効力を失います。この場合において、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。また、全国連合会は、既に支払われた保険料及び事務費を返還しません。

第2 保険契約の取消し

(1) 被保険者の詐欺又は強迫によって全国連合会が保険契約を締結した場合は、全国連合会は、被保険者に対する書面による通知をもって保険契約を取り消すことができます。

(2) (1)の規定により全国連合会が保険契約を取り消した場合は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。また、全国連合会は、既に支払われた保険料及び事務費は返還しません。

第3 保険契約の無効

(1) 次に掲げる場合は、保険契約は無効とします。

- ① 被保険者が保険金等を不当に取得する目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険期間開始日において被保険者が農業者でなかった場合
- ③ 保険期間開始日において被保険者が類似制度に加入していた場合
- ④ 被保険者が、加入申請日の属する年又は保険期間に係る青色申告書を提出しなかった場合

(2) (1)の規定により保険契約が無効となる場合は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。また、全国連合会は、既に支払われた保険料及び事務費は返還しません。ただし、(1)の事由につき、被保険者が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りではありません。

第4 被保険者による保険契約の解除

(1) 被保険者は、全国連合会に対する書面等による通知をもって、保険契約又は積立方式を解除することができます。

(2) (1)の規定により保険契約又は積立方式が解除された場合は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。

(3) (1)の規定により保険契約が解除された場合は、保険期間開始日の前日までに解除された場合を除き、全国連合会は既に支払われた保険料及び事務費は返還せず、被保険者から、まだ支払っていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

第5 全国連合会による保険契約の解除

(1) 全国連合会は、次に掲げる場合は、被保険者に対する書面等による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、③に掲げる場合にあっては、積立金のみの支払を遅滞したときは、積立方式に限り解除することができます。

① 通知義務違反

全国連合会が、農業収入金額の減少の発生に関する重要な事項として、加入申請又は営農計画の変更の際に通知を求めた事項について、被保険者が、故意又は重大な過失により通知をせず、又は不実の通知をした場合

② 次に掲げる重大事由

ア 被保険者が、全国連合会に保険金等の支払を行わせることを目的として農業収入金額の減少を生じさせ、又は生じさせようとした場合

イ 被保険者が、保険金等の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合

ウ 被保険者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

エ アからウに掲げるもののほか、被保険者に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合

③ 保険料、積立金又は事務費の不払

被保険者が正当な理由がないのに、第2章第2節1の①の規定による保険料の支払、②の規定による第1回目の分割保険料の支払、第2章第2節2の規定による積立金の支払、3の規定による事務費の支払、又は第2章第3節の2の(1)及び第3章第2節第1の規定による積立金若しくは事務費の増額分の支払を遅滞した場合

④ 事業年度又は連結事業年度の変更

当該保険期間に係る事業年度又は連結事業年度が1年未満とされた場合又は1年を超えることとされた場合

- (2) 全国連合会は、(1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、(1)の規定による保険契約の解除をすることができません。
- ① 保険契約の締結の時に、全国連合会が(1)の①の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
 - ② 全国連合会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(全国連合会のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」といいます。)が、被保険者が(1)の①の事実の通知をすることを妨げたとき。
 - ③ 保険媒介者が、被保険者に対し、(1)の①の事実の通知をせず、又は不実の通知をすることを勧めたとき。
- (3) (2)の②及び③の規定は、当該各規定に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても被保険者が(1)の①の事実の通知をせず、又は不実の通知をしたと認められる場合には、適用しません。
- (4) (1)の①の解除権は、全国連合会が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅します。保険契約の締結の時から5年間を経過したときも同様とします。
- (5) (1)の規定により保険契約を解除した場合(積立方式に限り解除した場合を含みます。)は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。
- (6) (1)の規定により保険契約を解除した場合は、全国連合会は、保険期間開始日の前日までに解除する場合を除き、既に支払われた保険料及び事務費は返還しません。ただし、(1)の④の規定による保険契約の解除をした場合は、既に支払われた保険料の全額及び既に支払われた事務費の保険期間の未経過分に相当する金額を月割で計算した金額を返還します。
- (7) (1)の①から③までの規定による保険契約の解除(第2章第2節1の①の規定による保険料の支払、第2章第2節1の②の規定による第1回目の分割保険料の支払、第2章第2節3の規定による事務費の支払を遅滞した場合における解除を除きます。)をした場合であっても、全国連合会は、被保険者から、まだ支払っていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

第6 解除の効力

- (1) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- (2) 全国連合会は、保険契約の解除をした場合には、農業収入金額の減少を填補する責任を負いません。この場合において、既に保険金等を支払っていたときは、全国連合会は、被保険者に返還を求めるものとします。

第3節 その他

第1 時効

- (1) 被保険者が保険金等を請求する権利は、保険期間終了日（第5章第4の規定により保険金等の請求をした場合は、第5の保険金等の支払期限）の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。
- (2) 被保険者が保険料、積立金及び事務費の返還を請求する権利は、第2章第3節2の(2)及び第3章第2節第2の規定による場合にあっては、その返還の期限の翌日から、その他の場合にあっては、その返還の事由の生じた日の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。
- (3) 全国連合会が保険料、積立金及び事務費を請求する権利はそれぞれの支払期限の翌日から起算して1年間、保険金等の返還を請求する権利は保険金の返還の事由の生じた日の翌日から起算して10年間行わないときは、時効によって消滅します。

第2 類似制度から収入保険へ移行する場合等の留意点

- (1) 収入保険の加入申請をする者が、類似制度に加入している場合には、保険期間開始日までに、当該類似制度を解約する必要があります。
- (2) 収入保険の被保険者は、保険期間中であっても、次に掲げる類似制度の加入手続を行うことができるものとします。
- ① 共済事業
 - ア 農作物共済、果樹共済の収穫共済又は畑作物共済（共済責任期間の終了日が、当該保険期間外である場合に限ります。）
 - イ 園芸施設共済のうち施設内農作物を共済目的とするもの（施設内農作物の栽培期間が、当該保険期間外である場合に限ります。）
 - ② 野菜生産出荷安定法、野菜生産出荷安定法施行規則及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則に基づく、第1章第4節の④のイの（ア）から（オ）までに掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合に限ります。）
 - ③ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則に基づく加工原料乳生産者経営安定対策事業（同事業に係る補填金の対象とする期間が、当該保険期間

外である場合に限ります。)

- ④ 担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策等実施要綱に基づく収入減少影響緩和交付金を交付する事業（同事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が、当該保険期間外である場合に限ります。）
- ⑤ いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業実施要綱に基づくいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業（同事業に係る助成金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合に限ります。）

第3 青色申告に修正申告等が発生した場合の取扱い

- (1) 全国連合会は、被保険者が過去の青色申告の修正申告を行ったことにより、実績農業収入金額が修正された場合は、全国連合会に申出をさせ、修正が生じた収入に係る年の「過去の農業収入金額申告書」（様式2号）を修正前の内容も確認できるよう修正したもの及び修正申告した青色申告決算書等を提出させるものとします。
- (2) 全国連合会は、被保険者から実績農業収入金額を修正した旨の申出があった場合は、修正があった年以降の保険関係について基準収入金額等を再算定し、これに変更があった場合は、保険料、積立金及び事務費を再算定します。
- (3) 全国連合会は、(2)の再算定後、第3章第1節第2の2の規定に準じて、「保険証書」（様式7号）を作成し、速やかに、被保険者に交付します。
- (4) (2)の再算定により保険料、積立金及び事務費の変更が生じる場合は、第3章第2節の規定に準じて、「保険料及び積立金変更通知書」（様式9号）を作成し、被保険者に保険料、積立金及び事務費の追加支払の請求又は返還を行います。
- (5) 既に支払われた保険金等の金額が変更される場合は、全国連合会は、保険金等を再算定し、被保険者に保険金等の追加支払又は返還の請求を行います。

第4 金融商品の販売等に関する法律に基づく勧誘方針の策定等

全国連合会は、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第9条に基づき、保険契約に係る勧誘に関する方針を定めるとともに、これを公表するものとします。

第5 全国連合会の文書の保存期間

- (1) 全国連合会の農業経営収入保険に係る次に掲げる文書（図画及び電磁的記録

(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。)を含みます。以下同じ。)については、次に掲げる期間を保存期間とします。ただし、特段の事由がある場合は、全国連合会は、保存期間を延長できるものとします。

① 全国連合会が本要領に基づいて作成又は取得する文書及び当該文書の作成根拠となる文書(②に係るものを除きます。)

7年間

② 再保険引受通知書、再保険金請求書、再保険金概算払請求書その他農林水産大臣に提出する文書

10年間

(2) (1)の文書の保存期間の起算日は、当該文書を作成又は取得した日の属する事業年度の翌年度の4月1日とします。

基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額の調整方法

保険資格者が、1に掲げる基準収入金額の算定方法の特例の適用について申出をした場合において、当該保険資格者が当該特例ごとに定める要件の全てに該当するとき、全国連合会は、2に掲げる金額（保険資格者が、規模拡大特例及び収入上昇傾向特例の両方について申出をしている場合は、2の(1)及び(2)に掲げる金額のうちいずれか高い金額）を当該保険資格者の基準収入金額として定めるものとします。ただし、当該2に掲げる金額が見込農業収入金額を上回る場合は、見込農業収入金額を基準収入金額として定めます。

1 基準収入金額の算定方法の特例を適用できる要件

(1) 規模拡大特例

- ① 見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること。
- ② 保険期間における保険資格者の経営面積が、加入申請日の属する年までの5年間（農業経営を行った期間が5年間に満たないときは、その行った期間）における経営面積（農業経営を承継し、又は譲り受けた場合は、当該承継し、又は譲り受けた経営面積を含みます。）の平均を上回ること。

(注1) 経営面積には、蜂の飼養に係る経営面積を含めません。

(注2) 「加入申請日の属する年までの5年間（農業経営を行った期間が5年間に満たないときは、その行った期間）」には、青色申告書を提出していない年も含めます。

(注3) 経営面積の平均は、加入申請日において加入申請日の属する年の経営面積が確定していない場合は、それを除いた各年の経営面積を用いて計算し、加入申請日の属する年の経営面積が確定した段階で、それを加えて再計算します。

(2) 収入上昇傾向特例

- ① 保険資格者が加入申請日の属する年までの5年間において青色申告書を提出した者（第8章第1節第2により、青色申告提出年の年数又は事業年度数が加入申請日の属する年までの5年間となる者を含みます。）であること。
- ② 見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること。
- ③ 実績農業収入金額の平均増減率が1を上回ること。

2 特例を適用した場合の基準収入金額

(1) 規模拡大特例

| |
|--|
| $\text{基準収入金額} = \text{保険資格者の単位面積当たりの過去の平均収入} \\ \times \text{保険期間における保険資格者の経営面積}$ |
|--|

単位面積当たりの過去の平均収入は、加入申請日の属する年までの5年間（加入申請日の属する年までの青色申告提出年の年数又は事業年度数が5年間に満た

ない者にあつては、加入申請日の属する年までの当該年数又は事業年度数) について、各年の実績農業収入金額を当該各年の経営面積で除して得た金額を平均して得た金額とします(経営面積が0の年は除きます。)

なお、加入申請においては、加入申請日の属する年の前年までの4年間(加入申請日の属する年の前年までの青色申告提出年の年数又は事業年度数が4年間に満たない者にあつては、加入申請日の属する年の前年までの当該年数又は事業年度数) の実績農業収入金額を用いて計算し、加入申請日の属する年の実績農業収入金額が確定した段階で、当該実績農業収入金額を加えて再計算します。

(注) 蜂の飼養がある場合については、次のとおりとします。

基準収入金額

= 保険資格者の単位面積当たりの過去の平均収入(蜂及びはちみつに係るものを除く)
× 保険期間における保険資格者の経営面積(蜂の飼養に係るものを除く)
+ 蜂及びはちみつに係る過去の平均収入

なお、加入申請においては、加入申請日の属する年の前年までの4年間(加入申請日の属する年の前年までの青色申告提出年の年数又は事業年度数提出年の年数又は事業年度数が4年間に満たない者にあつては、加入申請日の属する年の前年までの当該年数又は事業年度数) の実績農業収入金額を用いて計算し、加入申請日の属する年の実績農業収入金額が確定した段階で、当該実績農業収入金額を加えて再計算します。

(2) 収入上昇傾向特例

基準収入金額 = 保険資格者の当該5年間の過去の平均収入
× 実績農業収入金額の平均増減率を3乗した率

実績農業収入金額の平均増減率は、加入申請日の属する年までの4年間について、各年の実績農業収入金額をその前年の実績農業収入金額で除して得た率を平均して得た率とします。

(注) 加入申請においては、加入申請日の属する年の前年までの4年間の実績農業収入金額を用いて次のとおり計算し、加入申請日の属する年の実績農業収入金額が確定した段階で、当該実績農業収入金額を加えて再計算します。

基準収入金額 = 保険資格者の当該4年間の過去の平均収入
× 実績農業収入金額の平均増減率を3乗した率

収入保険の危険段階別保険料率の設定方法等

1 基本的考え方

- (1) 国は、原則として3年ごとに、過去10年間における各年の被害率を基礎として、保険料標準率を定めて告示します。
- (2) 全国連合会は、保険料標準率の告示に合わせて、次の条件を満たしつつ、危険段階区分ごとの見込保険金額による加重平均が保険料標準率に一致するように、基準保険料率を算定し、危険段階別保険料率を設定します。
- ① 危険段階の区分数は、基準となる区分を中心に高位の区分と低位の区分を同数設定して合計21区分とします。
- ② 最低位の危険段階区分の基準保険料率は、保険料標準率の5割の率とします。
- (3) 被保険者に適用する危険段階区分は、被保険者の直近10年間の加重平均損害率（直近年のウェイトを高めた各年の損害率※の加重平均）により毎年判定します。
- ※ 損害率（＝保険金/保険料）
- (4) 被保険者に適用される保険料率が極端に変動しないよう、激変緩和措置を講じます。

2 危険段階の設定

(1) 被保険者ごとの平均損害率の整理

被保険者ごとの各年の損害率を整理し、過去10年間の平均損害率を計算します。

- ① 被保険者ごとに直近10年間の各年の損害率を次のとおり整理します。

※ 1の(1)の過去10年間における最終年と当該直近年を揃えます。

ア 各年の損害率を次式により計算します（「損害率」を用いることにより、危険段階別保険料率の設定等において、保険限度額区分の違いを勘案する必要がなくなります。）。

$$\text{損害率} = \frac{\text{保険金}}{\text{標準保険料}^{*1}} \left(= \frac{\text{被害率}^{*2}}{\text{保険料標準率}} \right)$$

※1 標準保険料＝保険金額×保険料標準率

保険料標準率は、被保険者が当該年に加入した保険限度額区分に対応するもの。

※2 被害率＝保険金／保険金額

イ 加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とします。

② 直近10年間の各年の損害率を単純平均して、平均損害率を計算します。

(表1) 10年間の損害率の表(例)

(単位：%)

| | (n _t -10)年 | … | (n _t -7)年 | (n _t -6)年 | (n _t -5)年 | (n _t -4)年 | … | (n _t -1)年 | 単純平均 |
|-----|-----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|------|
| 損害率 | 100 | … | 100 | 338 | 0 | 102 | … | 71 | 103 |
| | 加入実績なし | | | 加入実績あり | | | | | |

(2) 危険段階区分の設定

危険段階区分及び各区分に対応する平均損害率の範囲を設定します。

① 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下10区分ずつの合計21区分とします。

② 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲を次のとおり設定します。

ア 危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、10% (=100%÷10 区分)の幅を基本とします。

イ 危険段階区分「0」の平均損害率を「95～105%」と置き、各危険段階区分の平均損害率の範囲を等間隔に設定します。

ウ 高位の損害率の分布は、ばらつきが大きいことから、平均的な損害率(100%)のおおむね2倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とします。

③ 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する被保険者を、当該危険段階区分に属するものとして整理します。

なお、新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとします。

- ④ 危険段階区分ごとに、当該区分に属する被保険者の見込保険金額を合計します。

なお、保険限度額の割合が複数存在することから、全ての被保険者の保険限度額の割合をある特定の割合に統一するよう換算して保険金額を見込みます。

例えば、80%、78%、75%、70%、60%、50%の各保険限度額の割合につき、80%に統一する場合は、78%を選択している被保険者の保険金額には78分の80を、同様に75%、70%、60%又は50%を選択している被保険者の保険金額にはそれぞれ、75分の80、70分の80、60分の80又は50分の80を乗ずることにより換算します。

- ⑤ 各危険段階区分の平均損害率の代表値を、次のとおり設定します。

ア 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とします。

イ 最高位の危険段階区分については、当該区分に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率（表2の例では、400%）を代表値とします。ただし、当該区分に属する被保険者がいない場合は、200%を代表値とします。

(3) 危険指数の設定

危険段階区分ごとに危険指数を設定し、圧縮します。

- ① 各危険段階区分の危険指数を、次のとおり設定します。また、最高位の危険段階区分の危険指数（危険指数の最大値）を、 K_{max} と呼称します（表2の例では、160）。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

- ② 各危険段階区分の危険指数を、各危険段階区分の見込保険金額の合計金額により加重平均して、危険指数の平均値を算出します。（表2の例では、40）

- ③ 危険指数を次のとおり圧縮します。

ア 保険料標準率に対する最低位の危険段階区分の基準保険料率の割合を、5割とします。

イ K_{max} （表2の例では、160）を圧縮する倍率を次式により算出します。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

ただし、

r : アの割合 (0.5)

m : ②で算出した危険指数の平均値 (この例では、40)
(従って、この場合)

$$\frac{0.5 \times 40 + (1 - 0.5) \times 160 - 1}{0.5 \times (40 - 1)} \doteq 5.08$$

ウ 算出した倍率まで K_{\max} を圧縮し (この例では、5.08)、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮します。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の } K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の } K_{\max}) - 1} + 1$$

(表 2) 危険段階別基準保険料率の算定の準備に係る表 (例)

| 危険段階 区分 | 損害率 (%) | | 危険指 数 | | 氏名 | 見込保険金額 (万円) |
|------------|--------------------|-------|----------|------|---------|----------------|
| | 平均損害率(*) の範囲 | 代表値 | 圧縮前 | | | |
| 10 | $195 \leq * < 200$ | 400 例 | 160 | 5.08 | A, B, C | 1,630 |
| 9 | $185 \leq * < 195$ | 190 | 76 | 2.92 | D | 764 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 3 | $125 \leq * < 135$ | 130 | 52 | 2.31 | I | 1,150 |
| 2 | $115 \leq * < 125$ | 120 | 48 | 2.21 | J, K | 2,472 |
| 1 | $105 \leq * < 115$ | 110 | 44 | 2.10 | L | 2,744 |
| 0 | $95 \leq * < 105$ | 100 | 40 | 2.00 | M, N | 11,396 |
| -1 | $85 \leq * < 95$ | 90 | 36 | 1.90 | O | 4,750 |
| -2 | $75 \leq * < 85$ | 80 | 32 | 1.79 | P | 3,305 |
| -3 | $65 \leq * < 75$ | 70 | 28 | 1.69 | Q, R | 6,073 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| -9 | $5 \leq * < 15$ | 10 | 4 | 1.08 | — | 0 |
| -10 | $0 \leq * < 5$ | 2.5 | 1 | 1.00 | X, Y, Z | 126 |

| |
|-----|
| 平均値 |
|-----|

| |
|----|
| 40 |
|----|

3 危険段階別基準保険料率及び危険段階別保険料率の決定

(1) 危険段階別基準保険料率の設定

保険限度額区分ごとに危険段階別基準保険料率を設定します。

- ① 各危険段階区分の圧縮後の危険指数を、各危険段階区分の見込保険金額の合計金額により加重平均して、圧縮後の危険指数の平均値を算出します。（表3の例では、2.00）

- ② 次式により、危険段階区分ごとに基準保険料率を算定します。

$$\begin{array}{l} \text{各危険段階区分の} \\ \text{基準保険料率} \end{array} = \text{保険料標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

(2) 危険段階別保険料率の決定

全国連合会は、保険限度額区分ごとに、(1)で算定した各危険段階区分の基準保険料率を下回らない範囲内において、事業規程で危険段階区分ごとに保険料率を決定します（表3の例は、保険料率の上乗せを実施しない場合）。

(3) 危険段階別保険料率の公表等

全国連合会は、(2)により危険段階別保険料率を決定した後、速やかにホームページ等で公表するとともに、表3の様式（圧縮前の危険指数を除く。）により国に報告します。

(表 3) 危険段階別保険料率の表 (例)

| | |
|-------------|-------|
| 保険限度額区分 (%) | 80 |
| 保険料標準率 (%) | 2.500 |

| 危険段階 区 分 | 平均損害率 (*) の範囲 (%) | 危険指数 | | 危険段階別 基準保険料率 (%) | 危険段階別 保険料率 (%) |
|-------------|----------------------------|------|------|------------------------|----------------------|
| | | 圧縮前 | | | |
| 10 | $195 \leq *$ | 160 | 5.08 | 6.346 | 6.346 |
| 9 | $185 \leq * < 195$ | 76 | 2.92 | 3.654 | 3.654 |
| 8 | $175 \leq * < 185$ | 72 | 2.82 | 3.526 | 3.526 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 3 | $125 \leq * < 135$ | 52 | 2.31 | 2.885 | 2.885 |
| 2 | $115 \leq * < 125$ | 48 | 2.21 | 2.756 | 2.756 |
| 1 | $105 \leq * < 115$ | 44 | 2.10 | 2.628 | 2.628 |
| 0 | $95 \leq * < 105$ | 40 | 2.00 | 2.500 | 2.500 |
| 1 | $85 \leq * < 95$ | 36 | 1.90 | 2.372 | 2.372 |
| -2 | $75 \leq * < 85$ | 32 | 1.79 | 2.244 | 2.244 |
| -3 | $65 \leq * < 75$ | 28 | 1.69 | 2.115 | 2.115 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| -8 | $15 \leq * < 25$ | 8 | 1.18 | 1.474 | 1.474 |
| -9 | $5 \leq * < 15$ | 4 | 1.08 | 1.346 | 1.346 |
| -10 | $0 \leq * < 5$ | 1 | 1.00 | 1.250 | 1.250 |

| | |
|-----|------|
| 平均値 | |
| 40 | 2.00 |

4 保険関係に適用する保険料率の判定

(1) 被保険者ごとの加重平均損害率の計算

毎年、被保険者ごとに加重平均損害率を計算します。

① 被保険者ごとに、直近 10 年間の各年の損害率を 2 の (1) の①と同様に整理します。ただし、この場合の直近年は、保険料率を適用する保険関係に係る年の前年とします。

② ①の損害率について、直近の経営努力の状況等がより危険段階に反映されるよう、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算します。

ア 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じます。

| | | | | | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 10 年前 | 9 年前 | 8 年前 | 7 年前 | 6 年前 | 5 年前 | 4 年前 | 3 年前 | 2 年前 | 直近年 |
| 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |

イ アの 10 年間の合計を、ウェイトの合計である 550 で除します (表 4 の例では、 $37,120 \div 550 \div 67$)。

(表 4) 10 年間の損害率の表 (例)

(単位：%)

| | (n_2-10) 年 | … | (n_2-7)年 | (n_2-6)年 | (n_2-5)年 | (n_2-4)年 | … | (n_2-1) 年 | |
|-------------|-------------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|---|------------------|--------|
| 損害率(A) | 100 | … | 0 | 102 | 80 | 40 | … | 56 | |
| | ↓ | … | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ | … | ↓ | 合計 |
| ウェイト (B) | 10 | … | 40 | 50 | 60 | 70 | … | 100 | 550 |
| (A)×(B) | 1,000 | … | 0 | 5,100 | 4,800 | 2,800 | … | 5,600 | 37,120 |

(2) 危険段階区分の判定及び保険料率の適用

毎年、被保険者ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の保険限度額区分について対応する保険料率を、その年の保険関係に適用します。

① (1) で計算した被保険者ごとの加重平均損害率※を、危険段階別保険料率

の表の平均損害率の範囲に当てはめ、その保険関係に適用すべき危険段階区分を判定します。

※ 毎年、被保険者ごとの損害率データを1年分更新し、加重平均損害率を再計算して用います（表5の例では、翌年の加重平均損害率は、79（ $\div 43,250 \div 550$ ））。

（表5）10年間の損害率の表（例：表4の翌年）

| | (n ₂ -9)年 | … | (n ₂ -6)年 | (n ₂ -5)年 | (n ₂ -4)年 | … | (n ₂ -1)年 | n年 | |
|---------|----------------------|---|----------------------|----------------------|----------------------|---|----------------------|--------|--------|
| 損害率(A) | 100 | … | 102 | 80 | 40 | … | 56 | 150 | |
| | ↓ | … | ↓ | ↓ | ↓ | … | ↓ | ↓ | |
| ウェイト(B) | 10 | … | 40 | 50 | 60 | … | 90 | 100 | 合計 |
| (A)×(B) | 1,000 | … | 4,080 | 4,000 | 2,400 | … | 5,040 | 15,000 | 43,250 |

② 当該危険段階区分の保険料率のうち、その年の保険関係の属する保険限度額区分につき定められたものを適用します。

（3）激変緩和措置の実施

全国連合会は、被保険者に適用される保険料率が極端に変動しないよう激変緩和措置を講じるものとします。

① 危険段階区分の引上げは、激変緩和措置として、年最大3区分まででとどめます。

② 激変緩和措置が適用された者について、翌年以降、更新された加重平均損害率により、危険段階区分の判定がア又はイに該当するときは、それぞれア又はイに定めるとおりとします。

ア 前年に保険金の支払がないにもかかわらず、翌年の危険段階区分が前年より上位の危険段階区分と判定される場合

前年と同じ危険段階区分を適用します。

イ 翌年の危険段階区分が前年より2区分以上下位の危険段階区分と判定される場合

最低位の危険段階区分に達するまでは、前年より1区分下位の危険段階区分を適用します。

免責の範囲並びに免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法

1 免責の範囲

全国連合会は、被保険者が第1章第15節の免責事由に該当する場合は、次のとおり保険金及び特約補填金の全部又は一部を支払わないこととします。

(1) 全部免責

悪意又は重大な過失が認められる場合は、保険金及び特約補填金は全額支払いません。

(2) 一部免責

悪意又は重大な過失があると認められない場合であって、免責事由に該当する対象農産物等の範囲を特定した場合は、該当する対象農産物等の範囲について保険金及び特約補填金を減額します。

2 免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法

保険金及び特約補填金の免責事由に該当する場合は、次の方法により、保険期間中の農業収入金額を調整し、保険金及び特約補填金を計算します。

(1) 全部免責の場合

保険期間中の見込農業収入金額を、保険期間中の農業収入金額とします。

(2) 一部免責の場合

対象農産物等ごとに、次の方法により、保険期間中の農業収入金額を調整します。

① 対象農産物等单位で一部免責とする場合

免責事由に該当する対象農産物等の保険期間中の見込農業収入金額を、当該対象農産物等の保険期間中の農業収入金額とします。

② 数量単位又は耕地単位で一部免責とする場合

免責事由に該当する対象農産物等について、被保険者から申告のあった保険期間中の農業収入金額に、免責事由に係る数量に対応する見込農業収入金額を加えたものを、当該対象農産物等の保険期間中の農業収入金額とします。

免責事由に該当する対象農産物等の保険期間中の農業収入金額（調整後）
＝被保険者から申告のあった対象農産物等の保険期間中の農業収入金額
＋当該対象農産物等の見込農業収入金額×当該対象農産物等の免責割合

免責割合＝免責事由に係る数量

／（「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」の見込期首棚卸高の数量＋見込収穫数量）

